

第八十二回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第 五 号

昭和五十二年十一月二日(水曜日)
午前十時五十二分開議

出席委員

委員長 野呂 恭一君

理事 中島源太郎君 理事 林 義郎君

理事 武藤 嘉文君 理事 山崎 拓君

理事 上坂 昇君 理事 佐野 進君

理事 松本 忠助君 理事 玉置 一徳君

石川 要三君 鹿野 道彦君

粕谷 茂君 北川 石松君

藏内 修治君 田中 六助君

津島 雄二君 塚原 俊平君

辻 英雄君 中西 啓介君

中村 直君 橋橋 進君

西銘 順治君 萩原 幸雄君

橋口 隆君 堀之内久男君

前田治一郎君 渡部 恒三君

渡辺 秀央君 岡田 哲児君

後藤 茂君 清水 勇君

土井たか子君 中村 重光君

渡辺 三郎君 長田 武士君

権藤 恒夫君 玉城 栄一君

西中 清君 宮田 早苗君

工藤 晃君 安田 純治君

大成 正雄君

出席國務大臣

外務大臣 鳩山威一郎君

通商産業大臣 田中 龍夫君

出席政府委員

外務政務次官 奥田 敬和君

外務省アジア局長 中江 要介君

外務省アジア局長 枝村 純郎君

外務省条約局外務参事官 村田 良平君

水産庁次長 恩田 幸雄君

委員外の出席者

外務大臣官房外務参事官 井口 武夫君

商工委員会調査室長 藤沼 六郎君

資源エネルギー庁次長 大永 勇作君

資源エネルギー庁長官 橋本 利一君

資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

通商産業大臣官房審議官 島田 春樹君

通商産業省立地公害局長 左近友三郎君

通商産業政務次官 松永 光君

通商産業大臣官房審議官 宮本 四郎君

通商産業省立地公害局長 左近友三郎君

資源エネルギー庁長官 橋本 利一君

資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

資源エネルギー庁次長 大永 勇作君

資源エネルギー庁長官 橋本 利一君

資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

資源エネルギー庁次長 大永 勇作君

資源エネルギー庁長官 橋本 利一君

資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

資源エネルギー庁次長 大永 勇作君

資源エネルギー庁長官 橋本 利一君

資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

資源エネルギー庁次長 大永 勇作君

資源エネルギー庁長官 橋本 利一君

資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

資源エネルギー庁次長 大永 勇作君

資源エネルギー庁長官 橋本 利一君

資源エネルギー庁石油部長 古田 徳昌君

資源エネルギー庁次長 大永 勇作君

委員の異動
十一月二日

辞任

稲垣 実男君

島村 宜伸君

田中 六助君

西銘 順治君

渡辺 秀央君

板川 正吾君

西中 清君

同日

辞任

石川 要三君

津島 雄二君

塚原 俊平君

中村 直君

堀之内久男君

土井たか子君

補欠選任

中村 直君

塚原 俊平君

石川 要三君

津島 雄二君

堀之内久男君

土井たか子君

権藤 恒夫君

同日

補欠選任

田中 六助君

西銘 順治君

北川 石松君

稲垣 実男君

渡辺 秀央君

板川 正吾君

同日

同日

同日

同日

十一月一日
金属鉱業危機打開の緊急施策に関する請願(笹山茂太郎君紹介)(第二〇六三号)
同(橋口隆君紹介)(第二〇六四号)
同(橋本龍太郎君紹介)(第二〇六五号)
同(村山達雄君紹介)(第二〇六六号)
電気工事士法の改正に関する請願(石田幸四郎君紹介)(第二〇六七号)
同(久野忠治君紹介)(第二〇六八号)
同(坂井弘一君紹介)(第二〇六九号)
同(西村章三君紹介)(第二〇七〇号)
同(水平豊彦君紹介)(第二〇七一号)
特許管理士法の制定に関する請願(小宮山重四郎君紹介)(第二〇七二号)
量販店のしょうゆの不当廉売規制に関する請願(安倍晋太郎君紹介)(第二〇七三号)
同(足立篤郎君紹介)(第二〇七四号)
同(愛知和男君紹介)(第二〇七五号)
同(伊東正義君紹介)(第二〇七六号)
同(石橋一弥君紹介)(第二〇七七号)
同(宇野宗佑君紹介)(第二〇七八号)
同(上村千一郎君紹介)(第二〇七九号)
同(内田常雄君紹介)(第二〇八〇号)
同(江藤隆美君紹介)(第二〇八一号)
同(小沢辰男君紹介)(第二〇八二号)
同(小淵恵三君紹介)(第二〇八三号)
同(大石千八君紹介)(第二〇八四号)
同(大西正男君紹介)(第二〇八五号)
同(大平正芳君紹介)(第二〇八六号)
同(大村襄治君紹介)(第二〇八七号)

同(奥田敬和君紹介)(第二〇八八号)
同(奥野誠亮君紹介)(第二〇八九号)
同(加藤紘一君紹介)(第二〇九〇号)
同(金子岩三君紹介)(第二〇九一号)
同(嶋田宗一君紹介)(第二〇九二号)
同(木野晴夫君紹介)(第二〇九三号)
同(木村武千代君紹介)(第二〇九四号)
同(倉石忠雄君紹介)(第二〇九五号)
同(後藤田正晴君紹介)(第二〇九六号)
同(佐々木義武君紹介)(第二〇九七号)
同(佐藤隆君紹介)(第二〇九八号)
同(櫻内義雄君紹介)(第二〇九九号)
同(椎名悦三郎君紹介)(第二一〇〇号)
同(塩崎潤君紹介)(第二一〇一号)
同(瀬戸山三男君紹介)(第二一〇二号)
同(染谷誠君紹介)(第二一〇三号)
同(高島修君紹介)(第二一〇四号)
同(竹中修一君紹介)(第二一〇五号)
同(玉生孝久君紹介)(第二一〇六号)
同(地崎宇三郎君紹介)(第二一〇七号)
同(坪川信三君紹介)(第二一〇八号)
同(登坂重次郎君紹介)(第二一〇九号)
同(永田亮一君紹介)(第二一一〇号)
同(灘尾弘吉君紹介)(第二一一一号)
同(萩原幸雄君紹介)(第二一一二号)
同(浜田幸一君紹介)(第二一一三号)
同(林義郎君紹介)(第二一一四号)
同(原田昇左右君紹介)(第二一一五号)
同(福島讓二君紹介)(第二一一六号)
同(藤井勝志君紹介)(第二一一七号)
同(藤尾正行君紹介)(第二一一八号)
同(藤波孝生君紹介)(第二一一九号)
同(藤本孝雄君紹介)(第二一二〇号)
同(船田中君紹介)(第二一二一号)
同(前尾繁三郎君紹介)(第二一二二号)
同(三池信君紹介)(第二一二三号)

原則として日本国の国民または日本国法人ということになるわけでございます。

○玉置委員 それはわが国の領海だけじゃなしに、領海外といえども、大陸棚等の関係で浅い海が続いておるところはそういうことにしておるかどうか。

○橋本(利)政府委員 ただいま申し上げましたような原則に従いまして、現在、鉱業法に基づく海洋での鉱業権につきましては、開発可能な地域までを対象として実施いたしております。

と申しますことは、領海の外でも鉱業権の許可を与えておまして、これまで与えた鉱区のうち最も離岸距離の遠いものでは、試掘権のケースでございますが、約百四十キロ、七十五海里程度のものがございまして。

○玉置委員 わが国の領海外でも、採掘可能だと思われる浅い海の部分については、排他的にわが国の国民のみに鉱業権を与えておるということは、大陸棚の思想をわが国も採用しておると見てよろしいかどうか。

○橋本(利)政府委員 鉱物資源に関するいわゆる主権的権利というものにつきましては、領海を越えた大陸棚にも及ぶという国際慣習が成立しておりますので、こういった国際慣習の通りまして鉱業法の運用をやっておる、こういうことでございまして。

○玉置委員 私は、日韓大陸棚問題に入っていると思うのですが、その前に、この際お伺いしておきたいと思ひます。

三十五万に上る多数の試掘権のうちで、実際に稼働しておるのは阿賀沖一つであるというようにいま答弁があったわけですが、こういった試掘権がいたずらにいわば山師的なものを横行させて、実際に試掘をし、そしてわが国周辺の大事な資源を活用するのにいまのままでいいかどうか、どのようにお考えになっておりますか。

○橋本(利)政府委員 本来的に石油の探鉱開発というのは非常にリスクの大きいものでございまして、たとえばボーリングの成功率というのは百本

掘って十八本。それがさらに油田として、いわゆるプロジェクトベースでの成功率は二・七%というものが世界共通の実績でございます。

さようなところから、それなりの対応と申しますか、資金量も多額に必要といたしますし、あるいはリスク性が大きいといったようなこともございまして、一般的にはいわゆる複数の企業がリスクを分散し、あるいはお互いに持つておる技術を最高度に活用していくといったような形でやっておるのが現実でございます。

たとえば日本の周辺大陸棚におきましても、日本の企業が外国の企業と資本関係に入るとか、あるいは協力関係に入るといったような形で、できるだけ高度の技術で、先ほど申し上げましたようなきわめてリスクの大きいプロジェクトを成功裏に持つていくと、こういう動きが一般にあるわけでございますが、ただ、御指摘のように、さようにもかかわらず必ずしも成功率が高くないというようにも対して、どう対処していくかという問題も出てくるかと思ひわけでございます。

それと関連いたしまして、現在の鉱業法と申しますのは、主として陸上での鉱山活動というものを、当然のことではございますが、前提としてつくられた法律でございますが、そういった鉱業法の体系というものが今後ともいつまで維持できるかという問題も出てくるかと思ひます。

私たちがいたしましては、御承知の海洋法会議なるものが持たれておりますので、この会議の進展状況に應じまして、新しい国際ルールができた段階におきましては、いまの鉱業法では十分に対応できないのではなからうかというふうにも考えております。

私たちといたしましては、そういったことを念頭に置きまして、すでに検討を重ねておるわけでございます。現在まで御審議いただいております協定実施のための特別措置法等におきましても、従来の鉱業法にないところの、たとえば坑井の掘削義務だとか鉱区の放棄義務といった、いわゆる探鉱義務を付与いたしまして、開発を効率的に促

進し得るようといったような点も入っておりますわけでございますが、将来の問題といたしましては、ただいま申し上げたような背景、あるいは今回の特別措置法案の中に盛り込まれておるような新しいルールというものを基礎に置きまして、今後のあるべき鉱業法といったものも鋭意検討を進めていくべきである、かように考えておるわけでございます。

○玉置委員 私は、いつか商工委員会におきまして、海洋を除きました日本の陸上の鉱業権の数と、それが一体日本の面積の何分の一を占めておるのか——これは明治の初め、こういった非鉄金属を採掘するということは国の富を増すゆえんであるというので、外国の例を見習いましてつくったものだと思ひますが、最近鉱害問題その他非常にやかましい折から、いたずらにタヌキ掘りをするやうな手合の形でも物をやっていくということには再検討を要するべき時期に來ておるのではないかと、再検討する気持ちはないかというように提案したことがあります。

一体、日本の陸上の鉱業権というのは何ぼあつて、そのうち実際に稼働しておるのはどれだけで、事実上稼働というより、商業活動をずっと営んでおるのはそのうち幾らか。こういうようなことを考えてみますと、いたずらに所有権を制約するやうな形で、昔のままの鉱業法をそのまま置いておくことがふさわしいのかどうか。それとあわせて、いまおっしゃった海洋の中における鉱業権というものについて、この際根本的に見直しをばつぽつやろうという心構えがあるのかないのか、お答えをいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 御指摘のとおりだと思ひます。地下資源と申しますのは、その採掘に当たする人はもちろんのことでございますが、その国の国民全体の利益という立場で考えなくちゃいけないと思ひわけでございます。その場合に、いわゆる権利の上に眠ると申しますか、排他的に権利だけを設定しておいていつまでたっても開発をしなといったやうなことでありましては、これは国民

民に対する利益の還元にならない、いわゆる国益に合致しないといったやうな点にまず気づくわけでございます。

現行の鉱業法についてもいろいろ検討すべき点もあろうと思ひますが、ただいまの先生の御指摘の点、いわゆる地下資源を効率的に開発して、それを国民の利益につなげていくという点が最も大切な点ではなからうかと思ひます。

今回の特別措置法につきましてもそういった趣旨を入れておるわけでございますので、今後鉱業法のあり方について検討する場合、当然一つの大きなテーマになってくるだろう、かように考えるわけでございます。

○玉置委員 そこで、この件に關しまして大臣にお伺いしておきたいのですが、とりあえず審議会をつくるというところまでいかぬと思ひますが、もしもやるとすればどういふ点をやらなければいかぬのかというやうな点につきまして、適当な權威者を囑託されまして、大臣の諮問機関としてでも一応考えるべき時期に來ておるやうな感じがするのですが、どのようにお思ひになりますか、お答えをいただきたいと思ひます。

○田中(利)政府委員 ただいま長官からもお答えを申し上げましたごとくに、従来陸上を中心に考えておりました鉱業権、採掘権というやうなものが、このやうに大陸棚といったやうな客観情勢の変化がある。同時にまた、権利の上に眠つて貴重な国家財産というものを休眠のまま置いておくということ、これは国益の上から申ししても、御指摘のとおり、やはり重大な問題であると思ひますのでございまして。

今回の大陸棚の特別法というものの、そういう点におきましては、その権利を休眠しないやうに法規の上からも考えてはおりますけれども、その点では一歩前進かとも思ひますが、先生御指摘のやうな、そのような審議会なり何なりをつくりまして、そして今後のあるべき姿等々につきましては十分研究するということは、まことに結構なことであらうと思ひます。

C 玉置委員 それでは本来の通産の方へ移りたいと思いますが、日韓大陸棚における開発権者に対しては、こういういきさつと、それから共同開発

という特殊な方式を採用した関係で、その他の鉱業法の場合以外にどのような制約を加えておいでになりますか。

○橋本(利)政府委員 御指摘の点は、現在の鉱業法と特別措置法の内容の相違点というふうに理解してお答え申し上げたいと思いますが、先ほどもちょっと触れましたように、いわゆる坑井の掘削義務あるいは鉱区の放棄義務といったような開発を促進するための義務を課しております。

また、韓国側の開発権者と共同して事業を実施するわけでございますので、互いに共同開発事業契約を締結いたさせまして、これを両国政府の承認にかからせている、いわゆる日本の場合は通産大臣の承認にかけておる、こういうことになってくるわけでございます。

それから、特定鉱業権という概念は探査権と採掘権を内容といたしております。そういう意味から、試掘権より探査権の方が広い概念というふうに考えておりますが、さような特定鉱業権を設定するといったところが現在の鉱業法と違うところでございます。

それから、いま一つ、従来の鉱業法では考えておらなかった点といたしまして、いわゆる特定鉱業権者を認可する場合の許可基準に、経理的基礎を有するかあるいは技術的能力を持っておるかといった能力主義といったものも導入いたしておりますが、かような点が主たる相違点ということになるかと思ひます。

○玉置委員 そうすれば、現在までというのはおかしいのですが、この協定が結ばれるまでどうか、このことが発議されて交渉が行われるまでに試掘権その他願ひ出たものはどの会社で、どのような数があるのですか。それをどのようにお扱いになるか、ついでにお答えをいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 このいわゆる日韓の共同開発地域に対しては、日本側といたしましては、帝国石油、西日本石油開発、日本石油開発といった三社が四十二、三年ごろから出願をいたしてお

ります。

今回日韓両国の間に協定が結ばれ、あるいはこれを実施するための特別措置法案を御審議賜っておるわけでございますが、これについてのいわゆる先願三社の扱いでございます。これにつきましては、特別措置法案の附則におきまして、他の申請者は告示後一カ月以降でないという受理いたさないわけでございますが、ただいまの先願三社につきましては一カ月以内といえども特定鉱業権設定についての認可申請を受け付ける、こういうことになっておるわけでございます。

これにつきましては、御承知のとおり、いわゆる鉱業法による先願権というものは財産的価値を持っておるわけでございます。そういう財産的価値をどのように認めるかということ、いわゆるこの協定における共同開発というものをいかように効率的に進めていくか、その両方の接点をどこに求めるかというところからいたしまして、他の者よりも実質一ヶ月早く申請してよろしいということにいたしました。

ただ、今回の特別措置法の中に規定してございます能力主義、いわゆる経理的基礎があるか、技術的能力があるかということにつきましては、何ら他の者と差等することなく厳正に適用していく、一言で申し上げると一月だけ早く申請に及ぶことができるということでございます。その他の点については、いわゆるこの先願三社以外の者と何ら異なる取り扱いをいたさない、こういう取り扱いになっておるわけでございます。

○玉置委員 そこで、お伺いしておきたいのですが、探査その他は三年の間にやりなさい、またその継続は三年だ、こういうふうになっておりますが、一体そういうものの費用に一つの小地域で——これは小地域に分類してありますね。小地域で一体幾らほどの金が必要とされる見通しなのか。あるいは全地域につきまして、一体それが——数年かかってやるのでしようけれども、一体どの程度の金を何年度ぐらいいまでに、つまり、三年間でこのくらい要ります、その次の三年間でこのくらい要り

ます、合計でどのくらい八年間に要りますというふうな見込みで結構ですから、どなたでも結構ですからお答えいただきたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 御承知のように、この共同開発地域につきましては、本格的な探査活動というものが行われておりませんので、的確に先生の御質問にお答えしたい段階でございます。

一般的に申し上げますと、いわゆる物理探査に要する費用でございますが、これが測線長一キロメートル当たり大体十から十二万円と言われておりますので、この地域で計算いたしますと、これはトータルしてせいぜい九億から十一億ぐらいいやなからうかと思ひます。

それからいわゆるボーリングでございますが、これは場所によってコストも違ってまいりますが、大体一本当たり十五億から二十五億円というのが現在の平均コストでございます。これに對しまして、この協定では義務掘削坑井数が十一本ということになっておりますので、その十一本を八

年間に掘るわけでございますが、これをトータルいたしますと百六十五億円から二百七十五億円、こういう数字にならうかと思ひます。

いづれにいたしましても、物探あるいは試掘という段階ではこの程度のトータルコストになるのじやなからうか。この物探なり試掘をやりました、その後いわゆる探掘などを通じてファイジビリティスタディーをやる。その上で初めて生産可能性を判断する。その段階から、いわゆる開発投資と申しますか、いわゆるプラットフォームの設置だとか、あるいはパイプラインの設置といったようなことが始まるわけでございます。その点につきましては、何分ただいま申し上げましたような本格的な探査活動が行われておりませんので、いまの段階では申し上げづらい、こういうことになるわけでございます。

ただ、かの北海油田におきましてニアンという油田がございまして、この例で申し上げますと、可採埋蔵量が一億六千万キロリットルと言われておるわけでございますが、ニアン油田に投

下された開発資金は二十三億ドルというふうに言われておるわけでございまして、したがいましめて、今回の共同開発地域におきましても、この程度の油田を見つけた場合にはやはりこの程度の投資が必要であらう。これは全くの類推でございますが、さようなことになるか、かように思うわけでございます。

○玉置委員 わが国の石油開発公社がかなり投資をいたしまして、そしていろいろな会社が、先ほどおっしゃいました数だけのものが海外その他でやっておるわけであります。終戦後一時非常にブームがありまして、かなりの会社ができたわけであります。その会社の数は一体どのくらいで、二、三百億円の資本金で資本金を食いつぶしてやめていった会社が大体どのくらいあるのか、後刻詳しい資料を一遍委員会に提出していただきたいと思ひますが、おわかりのところだけでもお答えいただきたい。

○古田政府委員 石油開発公社の投融資及び債務保証をいたしております企業の状況につきましては、本年九月末現在で概況を御説明いたしたいと思ひますが、全体が四十三社でございます。そのうち探鉱開発に成功し、生産中のものが現在十社でございます。それから、石油やガスを発見しまして、現在その生産の可能性について検討中のものが五社でございます。それから、現在なお探鉱活動が続いております。その結論が出ていないというものが二十一社でございます。それから、不幸にしまして探鉱に失敗し、鉱区も返還してしまつたというものが現在七社でございます。全体を合わせまして四十三社ということが現況でございます。

○玉置委員 そこで、北海油田を考えても二十三億ドル、これからますます金の要る時代になってきておるんじゃないかと思ひますから、あの時分に比べて一・五倍なら一・五倍ぐらいいの事を予想しなければいけません、こういうふうな考えてみますと、一社でそれだけのものをやるということとはとても不可能に近いんじゃないだらうか。

そういう場合に、きょうまで日本の周辺海洋の中でやっております各社に、あるいは資本を持ち、あるいは石油開発公団から融資をしておる状況を御説明いただきたいと思ひます。

○古田政府委員 本年三月末で、石油開発公団の投融資額が、全体につきまして約二千九百億圓というところでございますが、そのうち本邦周辺大陸棚分が約百九十億圓で、対象会社は七社ということになっております。

○玉置委員 それは資本参加並びに融資に分けられどどのようにいたしますか。

○古田政府委員 融資をしております会社が一社で、その他はすべて出資によって資金を供給しております。

金額的な区分は、現在手持ち資料がございませんので失礼いたします。

○玉置委員 こういうものを見ましても、全般で二千九百億で、だから、大陸棚の共同開発につきましても多額の資金が供給されねばとてもやっていけないんじゃないかということ、それから、もしも事故が起って漁業に大きな被害を起こすような場合にも、国民としては何らかの関与がされておることの方が安心感を抱くということになると思うのです。

それから利益としては、採掘がもしも可能ということになれば、備蓄その他いろいろな各方面で受ける利益が非常に大きいわけでありまして、この利益をいま出願されておるような各社だけに与えるというのには、余りにもこれはいろいろな事実にあります。それで、こういうような二国間の協定をわざわざ結んでやっていくものでありますから、利益が公に還元されるような形でないと国民は納得しにくいんじゃないかという感じがいたします。

これについて、いまの各社各社に任ずるのか、あるいは開発公団がその中へ資本参加をするのか、あるいはいかねから民族系の石油会社を育成しようというような試みが数多くなされたけれども、それぞれむずかしい問題に突き当たつてその夢を果たしておられないことも事実でありますから、だから、こういう民族系会社でも一つの特許株会社をこしらへさすとか、あるいは公社をこしらへるとか、何らかの形でこれを管理、制御するような機構がぜひとも望まれると思ひます。が、これについての当局並びに大臣のお考えをお伺いしたいと思います。

○橋本利政府委員 まず、先ほども申し上げましたように、現在名のり出しておると申しますか、いわゆる先願の三社はあくまで附則での取り扱いを前提としておるだけでございます。これが必ずあるいは当然に特定鉱業権者になるということではございません。その点は御理解いただきたいと思ひます。

それから、先生の御提案でございますが、やはり国民に広く利益を還元すべきじゃないかということ、そのためにいろいろな方策について御指摘があったわけでございますが、その方法のいづれがいいか、あるいはいづれが可能かということとは別といたしまして、御指摘の方向というものは、かように大陸棚の石油資源というものは国民全体でその利益を享受すべきであるという立場においては私たちが全く同感でございます。そういう意味合いも含めまして、われわれといたしましてはその方向へ即して検討してまいりたいと思ひます。

英国の北海の例をとりましても、初め探査活動をやつて、その進捗状況を見ながら英国政府として積極的に乗り出したといったケースもございまして、六〇年代の半ばごろから探査を始めまして、いわゆる石油収入税法というものが七五年にできております。あるいは英国石油公社といったようなものが七六年になって設立されておる。

こういったこともございまして、このケースにかかわらず、先進各国においてかような場合においてどういう対策をとっておるかといったようなことも含めまして、御趣旨を体して検討いたしたい、かように考えるわけでございます。

○田中国務大臣 当省といたします考え方は、ただいま長官からお答え申し上げたとおりでございます。

○玉置委員 外務大臣がおいでになりましたので、外務大臣にお伺いしたいと思います。

大臣にこのグラフを参考に渡しておいてください。

交渉過程の中の共同開発構想に出てきたいきさつにつきまして事務当局からお伺いをしていただきましたが、アジア局長さんでしたか、次長さんでしたか、お答えを聞いておりました。この間一番問題になっておるのは、これが紛争地域なのかどうか、中国に対して何かこちらとして手ばかりがあるのかどうかと、こういう説明をいま一番やましく言われておるところであります。それから、きのうもこの委員会におきまして、日韓大陸棚協定特別措置法をめぐり、中国側の理解を求める必要があるとして、可及的速やかに北京へ行つて日韓大陸棚協定の日韓共同開発計画案について説明したいと述べ、きわめて近い将来にみずから訪中する考えのあることを明らかにした、こうなっております。

事務当局の考え方からしますと、私がずっと前から説明を受けておりますのは、いまこの図面を渡しましたとおり、今回の問題は日韓問題であつて、中国の問題は、中華民国、すなわち台湾、澎湖島あるいは中国の対岸に行つたときに交渉相手は中国であつて、韓国には説明だけでいいのだ。だから、いまのは日中間線と韓中間線の間をわざわざ避けて通つておる。この図面にも、グラフにも出ておりますように、中国とは十分に説明をしておりまして、こういう説明をずっと聞かせてもらつてまいりました。しかし、いかがでございまして、なかなか言つて世界じゅう回つていったら、北朝鮮から、ソビエトから、陸続きの奥の奥の方まで物を言うていかなければならぬ。

それで、日本の国益というものを考えて、理の当然のことはなすべきである。誤解のないように十分に話すべきであるけれども、日本としてやっていくのは、大臣は別にしまして、外務省当局の考え方としては、大臣も当局でしようけれども、事務当局の考え方としては、いままで、この図面であらわしておりますように、日中間線の線でもってきちんと折り目をつけておるといふ意味で、中国は交渉相手ではございません、しかしながら十分にすべての説明をしまひつておりますと、こういう話をずっと聞いてまいつたのですが、あなたはきのうの答弁等々から見ても、きょうまで堅持してこられた事務当局の考え方を一体どのようにお考えになりますか。

○鳩山国務大臣 今回御審議いただいております対象の共同開発区域は韓国と日本との間にある大陸棚である、こういう考え方に基づいて韓国との話を進めてまいつたところでございます。

中国との関係は、中国が大陸棚をはさんでおるもう一つの国といたしまして中国側に理解をしてもらいたい、こういう態度でございます。この態度は今日も変えておりません。

しかるところ、先方の外交部の声明が出されたわけでございます。その声明に述べられてるところは、私どもは、先方が従来から大陸棚の自然延長——自然延長は中国が大陸棚の管轄権を持つてゐるのだという論拠に立っているわけでございまして、その点につきまして、日本政府はそれを認めるわけにはいかないわけでございます。したがひまして、その点につきまして中国側に対して折衝するつもりはございません。

しかしながら、今後共同開発を進めてまいりましたために、これからの施行者が安心して企業ができますように、そのためには中国側に事実上の理解を示してもらふことが必要であらう、このように考えまして、そのためには日本政府のしかるべき者が中国側のしかるべき方と会い、直接日本側の真意をよく理解を求めたい、こういう趣旨で昨日は申し上げたのでございます。

従来からの考え方を変えたということは絶対にないのでございます。

十分話すべきであるけれども、日本としてやっていくのは、大臣は別にしまして、外務省当局の考え方としては、大臣も当局でしようけれども、事務当局の考え方としては、いままで、この図面であらわしておりますように、日中間線の線でもってきちんと折り目をつけておるといふ意味で、中国は交渉相手ではございません、しかしながら十分にすべての説明をしまひつておりますと、こういう話をずっと聞いてまいつたのですが、あなたはきのうの答弁等々から見ても、きょうまで堅持してこられた事務当局の考え方を一体どのようにお考えになりますか。

○鳩山国務大臣 今回御審議いただいております対象の共同開発区域は韓国と日本との間にある大陸棚である、こういう考え方に基づいて韓国との話を進めてまいつたところでございます。

中国との関係は、中国が大陸棚をはさんでおるもう一つの国といたしまして中国側に理解をしてもらいたい、こういう態度でございます。この態度は今日も変えておりません。

しかるところ、先方の外交部の声明が出されたわけでございます。その声明に述べられてるところは、私どもは、先方が従来から大陸棚の自然延長——自然延長は中国が大陸棚の管轄権を持つてゐるのだという論拠に立っているわけでございまして、その点につきまして、日本政府はそれを認めるわけにはいかないわけでございます。したがひまして、その点につきまして中国側に対して折衝するつもりはございません。

しかしながら、今後共同開発を進めてまいりましたために、これからの施行者が安心して企業ができますように、そのためには中国側に事実上の理解を示してもらふことが必要であらう、このように考えまして、そのためには日本政府のしかるべき者が中国側のしかるべき方と会い、直接日本側の真意をよく理解を求めたい、こういう趣旨で昨日は申し上げたのでございます。

従来からの考え方を変えたということは絶対にないのでございます。

従来からの考え方を変えたということは絶対にないのでございます。

○玉置委員 そうすると、いままでの事務当局並びに大臣がお考えになっておることに変わりはない。したがって、今回のこの区域に関しては、交渉相手は韓国である。したがって、これは韓国とは交渉する。

それから、理解を求めるための説明は中国にも何回もしてまいりました、もつと南方の話だと思ひますが、お話があればいつでも交渉には応じますという事も申し出ておりますが、その答えは返ってきておりませんというようにずっと承ってきた。そのとおりでありますね。

○鳩山國務大臣 おっしゃるとおりでございます。

○玉置委員 そうすると、これが南方の方へまいりますと当然相手は中国である、韓国からどういふことがあつても、韓国には説明をして理解を求めるだけであつて、交渉相手は中国である、こういうことですね。

○鳩山國務大臣 本共同開発区域より南方に至りましては、そのように韓国は関係ないと考えます。

○玉置委員 重ねてお伺いしますが、したがつて、北鮮から何らかの話がありまして、これまた、理解を求めることは必要と思ふけれども、交渉の相手とは関係ない、こう理解してよろしいですね。

○鳩山國務大臣 そのように考えております。

○玉置委員 それにしても、筋は筋として、毅然たる態度というのにはある意味ではそうあるべきだと思ひます。しかし、いまでも少ししかたくなに過ぎたんじゃないだろうか。その意味で、理解なら理解でも、もう少し感じのいい理解を求めたいというのがあるが訪中をという答えになったのかと思ひますが、そういう意味と解釈してよろしいか。

○鳩山國務大臣 藤山愛一郎先生が行かれたときに、李先念副総理が、日本政府にこのような相談を受けておらないという発言がございました。私も御相談を申し上げたことはなく、御

理解を求めただけでございますが、そのことにこだわるわけではございませんが、先方の外交関係の責任者がそのような理解であられては大変困ると思つたのでございまして、私は理解を直接求めたいと考える次第でございます。

○玉置委員 日中平和条約の交渉がなければこれが理解を求められないという意味ではなしに、日中平和条約は一日も速やかに断行してもらわなければ困るわけでありまして、この時期も非常に早いような感じがいたします。喜ばしいことだと思ひます。しかし、それがなければこの理解が得られないという問題とは別ですね。

○鳩山國務大臣 本件は、全く別個の問題であると考えております。

○玉置委員 さらに質問をしておきたいと思ふのです。

それは別個であるけれども、この問題と切り離して、いまもお話しになりましたように、李先念副総理まで誤解を抱いておるといふのは後々実行がやりにくい、そういう意味では、あなたは、もしも機会があれば、余裕があれば必ずから訪中してでもこの誤解を解きたい、こういう意味ですね。

○鳩山國務大臣 全くおっしゃるような気持ちでおるわけでございます。

○玉置委員 もう一つの問題として、国連海洋法會議の結果を待った方が得ではないか、余まり日本に近寄り過ぎてゐるのではないか、こういうような国民の議論もありまして、そうお思いになつてゐる方々が少なくないのではないかと思ひますが、外務省当局のどなたでも結構ですから、海洋法會議の大体の傾向と、それを待ってどのような効果を見るのか、これは踏み切つた方がいいのかどうか、こういう判断をお答えいただきたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 後ほど専門家から御答弁申し上げますが、昨日もお答え申し上げたのでございませうけれども、国連海洋法會議の現在までの草案によりまして、大陸棚の問題と二百海里の経済水域

の問題との調整はまだついておらないというのが現実でございます。

いずれにいたしましても、相對する韓国との間には何らかの話し合いが必要であるという事態はなかなか変わりそうもないというのが私の率直な観測でございますが、なお補足をさせていただきます。

○村田(長)政府委員 先般、五月二十三日から七月十五日まで再び海洋法會議が行われたわけでございまして。この日韓大陸棚協定との関連におきましての重要な問題は、大陸棚とそれから経済水域でございますけれども、この双方の制度は、先ほど大臣からの発言にもございましたように、従来から別個のレジームということに扱われておつたわけでございまして。今度の會議におきましても、その点は何ら変わらなかつたわけでございまして。

大陸棚の方の議論におきましては、レベニューシェアリングの問題と大陸棚の外縁の決定の問題が主として議論されたわけでございましてけれども、そこにおきます議論からうかがわれますところでは、いわゆる自然の延長論という考え方があくまで強いということがはっきりしたということでございます。レベニューシェアリングの方の問題についてはかなりの進展がございましたけれども、大陸棚の外縁という点に關しましては自然延長論の主張が非常に強かつた。したがつて、最終的に議長が委員長と相談して取りまとめましたいわゆる統合草案なるものがございましてけれども、この統合草案にも従来の自然の延長というものを頭に置いた規定ぶりがそのまま続行されておることでございます。

それから、経済水域の方に関しましては、これは大陸棚とも關係がございましてけれども、その境界の画定につきまして、中間線を第一義的に採用すべきであるという主張と、それから衡平の原則を重んずるべきであるという主張が対立いたしました。種々議論が行われましたが、結論的には、中間線を第一義的に採用すべきであるという主張が通りまして、先ほど申し上げました統合草案

では依然として衡平の原則を第一というふうな結論になつておるわけでございます。

従来何度も繰り返してまいりました議論にかんがみまして、大陸棚という制度と経済水域という制度は両方とも平行したままで、この海洋法會議で今後も審議され、また、最終的な決着の形をいまから判断するのはやや早過ぎるかと思ひますけれども、いずれにいたしましても、この兩者の關係を完全に調整し切る、あるいはわが国と韓国であるとかその他二つの国の特殊な地理的あるいは海底の状況等をすべて勘案して適用されるようなルールというのを、ああいう世界じゅうの国が集まつて行方會議で採択することは非常に困難でございまして、いずれにいたしましても、特定の議題については利害關係国の間で協議するというふうに落ちつかざるを得ないのではないかとこのように判断されるわけでございまして。

○玉置委員 関連しまして外務大臣にお伺いしておきたいのですが、日本の円高の問題は輸出超過であつて、輸入が、一生懸命に考えても、いろいろな支障があつてなかなか入りにくい。ことに資源をほとんど輸入する国でありまして、機械その他のもので、輸入をして入れなければならぬようなものが実情としてなかなか見当たらないのが現状じゃないかと思ひます。

そこで、この円高で非常な迷惑をみんながこうむつておるし、外国からばらばらのものにやられておる現状でありまして、私も今度春日さんその他の議員さんなんかにお供して回つてまいりまして、結局、思い切つて四倍にされた石油が、あそこは人口がわずかに三百五、六十万しかありませんから、ブランド輸入こそしてくれませうけれども、この大きなわれわれの負債をアメリカやヨーロッパ各国に持ち回つて、ツケを逆に渡して回つておるようなことで、その国々から袋だたきに遭つていおるという感じがいたします。そうならば、いまは開発その他について思い切つた援助なり合弁なり、そういうことを要求する国々に日本は出ていくしかドル減らし等の方策もないんじゃない

ないだらうか。しかも、それが長い目で見て、日本の民族の利益に合致する形じゃないかと思うのです。

ことに石油の問題に関しては、かつて田中総理がイギリスを訪問したときに北海油田のお話があったように、どこから出ていいんだ、世界じゅうの石油が豊富になることが、日本に直接来なくても、それは日本の輸入を確保できるゆえんである。私は、その点に関しては全くそのとおりだと思うのです。だから、サハリンの話も出ておりますが、私は、思い切った投資をし、あるいは合併に入り、そういう開発を世界人類のためにやること、ソビエトにもいいだらうし、ひいては日本にも大きいいいんじやないだらうか、こういう感じがいたしますが、大臣のお考えをこの際聞連して承っておきたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 通産大臣がいらいしゃいますし、石油の關係は通産大臣の方が御専門でございまして、通産大臣の前で御答弁申し上げるのはどうかと思ひますが、現在のエネルギーの情勢から見まして、資源そのものがたとえ日本に直接来ない資源でありましても、あるいはノーススロープの油にいたしましても、日本に運んでくることも期待されたのでありますが、これも実現はいま急にはできないようございまして。北海油田にいたしましても、そのためにイギリスの経済が立ち直ろうとしております。イギリスの経済が立ち直ることによりまして、日本といたしましても大変利益するところが多しと思ひわけでございます。そういう意味で、サハリンの油が成功しましたことは大変日本としては結構だと思ひますし、また、この韓国との間の共同開発でございまして、共同開発であるから、仮に当たった場合に半分は韓国に持っていくか、あるいはないかというお話があるわけでございますが、日本も韓国も石油資源のない国でございまして、韓国に行った石油資源は、世界全体の石油資源がそれだけ浮く勘定になるわけでございます。そういう意味で、広い意味で言えば、やはり全体的な経済としてプラスで

はないか、かように考えております。

○玉置委員 通産大臣、どうも申しわけありませんでした。私は、この間もアフリカ各地の状況を聞きまして、アフリカはどこでもいま資源開発のために日本の援助を非常に期待しておるといふ御説明を受け、本当に痛切に感銘したのであります。

サハリンの問題も通産大臣の所管で申しわけなかつたのですが、あわせて、いまきょう何を輸入せよといったって、飛行機を輸入するぐらいしかまとつたものはないんじゃないですか。それなら、それはそれなりに緊張しなければならぬ。それけれども、長い目で見て、やはりそういう形のものを持っていかなければならないと思ひます。大臣のお考えをお伺いしておきたいと思ひます。

○田中中国務大臣 ただいま御質問の経済協力の問題は外務大臣の御所管でございまして、私もさうに考えておるのでございまして。

御案内のとおり、オハ油田の協のサハリンの今後の出油は、パー・デー三百キロリットルぐらゐの浅部の第一回の出油でございまして、われわれにとりましては、これは何とも言えない非常に明るい気持ちを持つような次第でございまして。のみならず、いわゆる自主開発という意味でたゞいま開発事業団がやっております全世界にわたつての油の掘削、並びにさらに広い意味の経済協力というものは、この機会にぜひ積極的にいたしたいものだ、かように外務大臣とも始終お話し合ひをしながら進めてまいっておるような次第でございまして。

○玉置委員 最後に、だんだん詰めに入つてまいりますが、先ほどからいろいろな説明を求めましたのも、今度の場合に、いわゆる石油開発公団の大きな出資もしくは融資がない限り絵にかいたモチに終わるおそれがあるんじゃないだらうか、こういうことでもあります。商工委員会の附帯決議の中で、あるいは決議ですか、それに、紛争の地帯ですか、紛争のおそれある地帯ですか、そ

うところには石油開発公団の出資は避けるべきであるという趣旨のことがあるわけですが、事実上ここまで踏み切つてきて、国益という点を考えて、日韓大陸棚の協定に基づく共同行為と申しますかを実施していかうというわけでありまして、紛争という言葉はどのようにお考えになるか。

外務大臣の方では、紛争ではない、これは筋としては日韓の問題であつて、御理解を深めるために向う向いていい、こういうことでありますが、果たして石油開発公団の出資等がなくてつづけば、仕事をなし遂げさすだけの自信があるのかどうか、この計画遂行と決議との扱いをどのようにするか、通産大臣、通産当局、外務大臣の御見解を承りたいと思ひます。

○橋本(利)政府委員 石油の開発には多額のしかもリスクの大きい資金が必要であるということ、先ほど来お話が出ておたところでございまして。一方、一昨年の三月に、当衆議院の商工委員会におきまして、附帯決議の中の一つの項目といたしまして、石油開発公団の投融資については、紛争のおそれある地域にはこれを行わないことといったような決議もいたしておるわけでございます。

ただ、紛争のおそれある地域であるかどうかというこの判断はこれまで非常に問題だと思ひます。現在時点で紛争のある地域であるかどうかという判断もできかねるわけでございますので、私たちがいたしましては、この法案が成立いたしました、いわゆる特定鉱業権者なるものが認可され、具体的な投融資申請に及んできた段階におきまして、外務当局ともお諮りをいたしまして、いわゆる国際的に見て紛争のある地域とはどういふ地域であるか、それがこの日韓共同開発地域が該当するのであるかどうかといったようなことを検討いたしたい、かように考えておるわけでございます。

○田中中国務大臣 ただいま長官からお答えいたしましたように、その時点におきまして国際情勢、

客観情勢がどういふことであるか、これが非常に重大な問題でございまして、その紛争なるもの、国際法上の紛争の定義というものもなかなかむづかしい問題であらうと存じますが、われわれといたしましては、それを踏まえまして、その時点において慎重に検討してまいりたい、かように考えております。

○鳩山国務大臣 この問題は通産省の所管の法案に關します附帯決議でございまして、田中通産大臣の御意見と全く同じ見解を持っております。ただ、この問題が日中間ということになれば、とても紛争というふうな状態ではなくて、日中間は円満な進展を見ておるといふふうに私どもは理解をいたしております。また、わが国は、この共同開発区域はわが国が当然管轄権を及ぼすべき、あるいは主権的権利を行使すべき地域であるということと主張をしておりますし、その見解は変えておられないわけでございます。したがひまして、この地域自身はわが国の主権の及ぼすべき地域であるという見解は変えるわけにいかないというふうにして承っております。

○玉置委員 通産当局、通産大臣にお伺ひしたいのですが、外務大臣のお答えのように、これは日中の關係の場所ではないに、紛争の起こる場所ではないに、日本の主権に基づいてやっておることである、理解を深めていただくように説明をしなければいかぬ、こういうことでもあります。だから、お答えの意味もわからぬわけではありませんが、しかしながら、これはかなり重大な事です。

お互いに商工委員会の中の話でありますからあれでございますけれども、石油開発公団の金を融資なり出資なりしなければ円満な遂行がまず不可能であるという見通しがつくの中で、これをいまの時点では紛争と見られぬのかどうか。そのときになつてから考えますというの、それは意味はわからぬことではないです。けれども、いまの時点のこの問題を中国から物を言われてきたら紛争と見るのか、それとも中国の理解は求められても、北鮮からわあわあ言うてきたらそれを紛争と

見るのか、どこからか何かの抗議なりあれがあり
ましたら紛争と見るのか、大臣並びに当局の御説
明をいただきます。

○田中国務大臣 私、中華人民共和国の方の御
意見なりあるいは朝鮮人民共和国の方の御意向な
り、これはわが国の外交の面におきまして申し出
がありましてことは事実であると存じますが、そ
れをして紛争という言葉の概念の内包とするとい
うことは、これはまだその段階ではないんじゃない
か。いかなる国からも外交の交渉というものは
いろいろあり得ることだし、意見の提案もあり得
ることであって、紛争という域にまだ達している
ものではない、かように考えております。

○玉置委員 私は、主権はどこだという根本的な
考え方からこういう問題を見ていかないと、何か
いちゃもんをつけられたらすべてそれは紛争だと
いうような形では、そもそもこんな大きな問題を
いらいすべきではないと思うのです。したがって、
譲るべきは全部ちぎって、これは私の方の主権だ
と、わが国益のものを考えて、韓国との若干の紛
争があったから——向こうがこちらへ入って鉦業
法に基づいて鉦区権を渡したら、これは本場の
話、紛争ですよ。しかし、そこに紛争の解決のた
めに共同開発という方式をとったわけでありま
すから、その他の紛争というものはあり得ない。
しかし、それは説明の不足その他がありますから、
万々外交的手段をもって理解を深めるようにはし
なければいかぬ。

それは外務大臣の方ではなさるようにおつて
必おるわけがありますから、通産当局としても
もう少ししっかりした物の考え方であっていただ
かぬと、その時期になつてから判断いたします
んということを言われて、こつちはまじめに審議
しろなんて言われたって審議はしにくい。という
のは、ぼくは、そういう話があるのも、ずばつと
自分らの信念を吐露したらいいのじゃないだらう
かという感じがしてならないのですが、もう一遍
ひとつお答えをいただきます。

○田中国務大臣 ただいまお答えを申し上げまし
たように、紛争の起こるようなことがないよう

に、外務当局といたしましても、あるいは対中国
との問題につきましては線引きの問題も十分に配
慮し、あるいはまた、当該ケースは日韓間だけの
区域としてこの交渉を進め、同時にまた、わが日
本の国策といたしましても、サハリンの例を申し
上げましたが、実に、九州の隣接地点に、国際的
にもエカフエの信憑性のある調査と申しますか、
判断によりまして大きな油田というものが開発で
きるならば、日本の国家、国民といたしまして
も、これこそぜひこの問題は解決して、そしてエ
ネルギー問題の大きな一つの曙光にしなければ
ならぬと、かように私は考えておる次第でございま
す。

○玉置委員 そうすれば、外務大臣のお話のよう
に、筋としては紛争ではないのだ、交渉の当事国
ではないのだ、しかし理解を深めるのだ、こうい
う意味でお話になっております。したがって、
現在に紛争と思わぬけれども、相手のあることで
すからどういふこじれ方をするかもわからぬが、
そのときに至つて判断をさせてもらいますという
ようにきょうのやりとりを続けていけば理解で
きぬこともありませんので、私はそのように理解
をしておきたいと思ひます。

そこで、外務大臣に最後に伺ひますが、私は、
きのうの新聞その他が間違つておるといふ意味で
はないとは思ひますが、お話の筋はきょう改めて
ただしたわけでありま。しかしながら、日中間
の解決も、これはもう速やかにやらなければい
かぬこととすし、福田総理周辺も、周辺の中には
あなたも入つておるわけでありまが、恐らくも
う近いという一つの環境もありまして、なるべく
近い将来に訪中いたしたいと思ひますと言ふ。そ
の際にどちらを主にして物を言ひに行くような形
をとられるのかはわからぬけれども、このことは
私が説明してちゃんと了解を得る自信があります
ということにもとれるし、日中間の形で、こん
なことでもこういうことというにしてでもいい
から、一日も早くお行きなすつて、大体の地なら
しをしていただくということも非常にありがたい

ことだ。

平和条約の方もこう思ひますので、これはまず
そういう何らかの関連の時期になるべく早く訪中
いたします、理解をいただくように説明を十分に
いたしますと——十分いたしますということは、大
体やつてみえますというのと似ていると思うので
す。それと日中間問題は、この場で変ではありません
が、若干こちらにも関連しますので、いい影響
が、好ましい影響がくると思ひます。一日も早く
あなたが訪中されて、そして最後の地ならしのま
とめをされるのが非常にありがたいと思ひます
が、御所見を承つて終わりたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 日中間の關係は大変円満な進展
を見ておりますけれども、やはり大きな懸案とし
て平和友好条約の締結の問題が残つておるとい
うことで、この問題につきましては、福田総理がた
びたび申されましたように、真剣に取り組んでお
られますし、何とか双方が満足し得る形で締結を
いたしたい。なるべく早く速やかに締結をいたし
たいという気持ちには、私も福田総理も全く同
じ考え方であると申し上げてよろしいと思ひま
す。

ただし、その時期につきましては、まだ若干の
問題と申しますか、それが残つておりますので、
この問題につきましてなお努力を要するわけでござ
います。この最大の懸案が残つておりますので、
この大陸棚の問題につきましても、中国側の
はつきりした理解を何とか取りつけるように最大
限の努力をいたしたいと思つておるわけでござい
まして、その時期等につきまして、これは十分総
理と御相談の上行いたいと、かように考えており
ます。その点につきましては、御趣旨を体しまし
て円満な開発ができますように最大限の努力をい
たしたいと考えております。

○野呂委員長 工藤晃君。

○工藤(晃)委員(共) 私は、日本共産党・革新共
同を代表しまして、ただいまから法案並びに関連
する協定について具体的に質問をしたいと思ひま
す。

さて、最初の問題は、一九七二年九月ごろ共同
開発が両国政府の間で取り決められてから、七三
年六月ごろに協定の細部を含めてまとまるまで、
日韓の間で実務者会議、ワーキンググループミー
ティングと言われるものが何度も持たれました。韓
国の議事録によりまして九回持たれたといひます
が、そのワーキンググループミーティングでどうい
う点が問題となり、どういふ経過でそれがまとま
つていったのか、それをなるべく簡略に、同時に
具体的にわかるように話していただきたいわけ
であります。

○中江政府委員 いま先生のおっしゃいましたワ
ーキンググループ会議というのは、例の法律的な争
いをいたしましたときの実務者会議のことだとい
たしますと、その何回という回数の方数は、私ど
もがソウルに出向きましたのは三回ありました。
三回行つて、そのおのおののときに何日やつた
かというところは省略いたしますけれども、四十五
年の十一月四日と五日に第一回、四十六年の九月
二十八日から三十日まで三日間、これが第二……
○工藤(晃)委員(共) 七二年以降のことです。九
月以後のことです。

○中江政府委員 七二年九月でございすか。
○工藤(晃)委員(共) 九月ごろ共同開発が決ま
つたわけでしょう。それ以後この中身をつくつてい
くためにですが……

○中江政府委員 わかりました。それ以降は、私
どもの記録によりまして十回やつております。
これはどういふふうになつていったかといひま
すのは、この共同開発という発想が史上例のない
発想なものですから、お互いの主権はどこまで行
使できるか、つまり、共通の目標は決まつてゐる、
この資源を開発する、開発するに当たつて、主権
が重複しておるので、それをどういふふうに関
が衝突することなく開発を進めるように主権が行
使できるかといふのがポイントであると、これは
容易に想像されるわけですが、そのときに、こ
こでは操業管理者、つまり両方から開発権者を出
しまして、一つの井戸なら井戸を掘る、一つの小鉦

区を開発するなら開発するというときに、どちらかの操業管理者を指定いたしましたして、指定された者はその国の法令に従ってやっていく、しかし、共同開発のための事業契約は、これは両方の政府が認可の段階から実施の段階に至るまで十分に監視していく、そういうことによって、ある面ではどちらかの主権が行使されながら、しかし、全体として双方の共同の管理のもとに置いていく、こういうことで積み上げていったわけでございまして、具体的に言われますと、結局まとまったものはこの協定案文でございすけれども、実は、会談の多くのところは、そういう大筋のもとで、それぞれの税金の関係、輸出入の関係、環境保全の問題といったような問題について日韓間でどういうふうに通商していくかということに多くの時間が注がれた、こういうふう聞いております。

○工藤(見委員)共) そんなあいまいな回答ではだめです。

では、私がこれから具体的なポイントを開きますから、それがあつたかどうかはつきり確認してください。

一つは、単一の共同開発地域で単一の合併会社をつくるという方式が、これは韓国政府の側から主張され、日本の方では、日本側の鉱区出願を受理されたものとそれから韓国側の租鉱権者、その重複区ごとに現行の当事者のすべてが共同開発契約の当事者となる、どっちにするかということが問題点になって、結論として後者の方になった、こういうふうな私の調査ではなっておりますが、どうですか。——早く答弁してください。時間が限られているのですから。あつたことなんだから、そんなことは答えられるはずですよ。

○中江政府委員 私、その十回の会議の議事録をちょっといま手元に持ってきておりません。それで、いまの御質問に的確に間違いなく答えるために、いま議事録を取り寄せますので、御猶予をいただきたいと思ひます。

○工藤(見委員)共) では、その質問はちょっと保留して、ついでに聞きますが、もう一つのポイントとして、それぞれの出願人ないしは鉱業権を持つてゐる日本、韓国両方で、法人税や鉱産税、ロイヤルティーが非常に大きな違いがあつて、日本の方から言えば鉱産税というのは一・二%、韓国から言えばロイヤルティーが一・二・五%、それは今度の国内法ではさらに日本の場合六分の一まで引き下げて大変なことなのですが、こういう利権契約を均等化しようという韓国側の意見と、それはだめだ、やはりこれまでどおり、これ以上、たとえば日本でもうすでに輸出しているものが韓国側と均等化されたら高くなるからごめんなどという、こういうことが対立して、そして重い方に近づける案は拒否された、こういう経過がありますが、その点についてもお答えください。

○中江政府委員 いま先生のおっしゃいましたような議論があつたことは事実でございす。

○工藤(見委員)共) もう一つのポイントとして、掘削義務について、最初韓国側の方から三年、二年で各ブロックごとに二本、二本、二本でやろうということが出され、それがその後経過として大変軽くなった。この点はどうですか。

○中江政府委員 その部分も、議事録に当たりまして御返事いたします。

○工藤(見委員)共) 二つの点は議事録に当たって答弁されるということになりましたが、しかし、いまの二つの点でも、韓国の北東アジア課から出しているこの中でもどういふ点が問題になったかというのは韓国の議事に報告していることを、こちらの議会には議事録を見なければ報告できないというのはまことに情けないことだと思ひます。ですから、その点について改めて確実な返答を求めたいと思ひますが、これはこういう質問があります。

面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

○中江政府委員 単一の開発区域にする。そして単一の合併企業にする。なぜこれは韓国政府が主張したか。これは非常に非難に値するところだ。韓国側のコアムがあつた共同開発区域で一番大きな面積を持つてゐる。それで、もしこれが合併になると、やはり面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

○中江政府委員 単一の開発区域にする。そして単一の合併企業にする。なぜこれは韓国政府が主張したか。これは非常に非難に値するところだ。韓国側のコアムがあつた共同開発区域で一番大きな面積を持つてゐる。それで、もしこれが合併になると、やはり面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

○中江政府委員 単一の開発区域にする。そして単一の合併企業にする。なぜこれは韓国政府が主張したか。これは非常に非難に値するところだ。韓国側のコアムがあつた共同開発区域で一番大きな面積を持つてゐる。それで、もしこれが合併になると、やはり面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

○中江政府委員 単一の開発区域にする。そして単一の合併企業にする。なぜこれは韓国政府が主張したか。これは非常に非難に値するところだ。韓国側のコアムがあつた共同開発区域で一番大きな面積を持つてゐる。それで、もしこれが合併になると、やはり面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

○中江政府委員 単一の開発区域にする。そして単一の合併企業にする。なぜこれは韓国政府が主張したか。これは非常に非難に値するところだ。韓国側のコアムがあつた共同開発区域で一番大きな面積を持つてゐる。それで、もしこれが合併になると、やはり面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

○中江政府委員 単一の開発区域にする。そして単一の合併企業にする。なぜこれは韓国政府が主張したか。これは非常に非難に値するところだ。韓国側のコアムがあつた共同開発区域で一番大きな面積を持つてゐる。それで、もしこれが合併になると、やはり面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

○中江政府委員 単一の開発区域にする。そして単一の合併企業にする。なぜこれは韓国政府が主張したか。これは非常に非難に値するところだ。韓国側のコアムがあつた共同開発区域で一番大きな面積を持つてゐる。それで、もしこれが合併になると、やはり面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

○中江政府委員 単一の開発区域にする。そして単一の合併企業にする。なぜこれは韓国政府が主張したか。これは非常に非難に値するところだ。韓国側のコアムがあつた共同開発区域で一番大きな面積を持つてゐる。それで、もしこれが合併になると、やはり面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

○中江政府委員 単一の開発区域にする。そして単一の合併企業にする。なぜこれは韓国政府が主張したか。これは非常に非難に値するところだ。韓国側のコアムがあつた共同開発区域で一番大きな面積を持つてゐる。それで、もしこれが合併になると、やはり面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

○中江政府委員 単一の開発区域にする。そして単一の合併企業にする。なぜこれは韓国政府が主張したか。これは非常に非難に値するところだ。韓国側のコアムがあつた共同開発区域で一番大きな面積を持つてゐる。それで、もしこれが合併になると、やはり面積ごとに一番大きな取り分とか、そういうことになってしまふ。ところが、テキサコ、シェブロンとかシェル、西日本石油開発などは、面積の上からはそう広くないけれども有望なところを押さえているつもりだから、こんなもので込み込まれては困るということも容易に想像がつく。

くようなんでありますが、この契約書によりますと、日本石油開発とテキサコ、シェブロンとの両方の役割の違ひということになります。日本石油開発というのは対政府係ということになるわけですね。このコンセッションに対する定義もあるのですが、これは鉱業権や利権や許可とか賃借権、特許、特権、契約その他の権利、そういうコンセッションを取得したり、効力を維持したり、更新したり延長したり、処分するときあらゆる適切な処置をとるといふのは日石開発の方の独自の役割りなんです。それは先ほど当委員会においても言われたが、鉱業法のたてまえから言うとか外国人は直接とれないということからこうなっている。

では、テキサコ、シェブロンの方はどうか。これは独自の仕事と独自の費用でやるというところ。言へば、言ってみればその技術力を生かして探査を行う、物探と掘削を行う、そして商業的発見が行われるまで事業を行う、そして今度は共同開発事業と、こう移っていくわけでありまして。こういう二つの役割りの分業の問題。

それから、二つ目の点の特徴として、テキサコ、シェブロンに対してきわめて有利な条件がある。私もいろいろ調べました。メジャーが共同開発事業契約を結ぶとき、メジャー側が大抵最初の物探、物理探査をするのです。それから三本ぐらい井戸を掘る。これはカバリーして、それから後はファイファイ・ファイファイでいくという例が多いわけでありまして。この日石開発とテキサコ、シェブロンの場合には、たとえば参加割合は、日石開発五〇％、テキサコ二五％、シェブロン二五％ということですが、テキサコ、シェブロンは一千万ドルの支出を限界にする、最初の物探とか掘削が一千万ドルを限界とする、あるいはまた二千三百マイルの物探を行った以後はいつでも脱退できる、そして、成功した暁には初期の支出も取り戻せる、そういう内容になっているわけでありまして。

三つ目の大きな特徴としましては、日石開発に対して、テキサコ、シェブロンというのは完全な

支配がここには及ぶわけでありまして。表向きは日本の法人である。そしてまたファイファイ・ファイファイというところになってあるけれども、これが実質的支配を及ぼすようになっている。オペレーターは日石開発がやるということになっておりますが、あらゆる共同事業作業は運営委員会が承認する方針、計画、予算に基づかなければならない。これは第三条のところで決まっているわけでありまして。

そのほか大変詳しい義務を負うことになっております。この義務は、作業上のことから予算の使用上のことからいろいろに及ぶものであります。が、それは一応省くことにしておきます。

しかも、もう一つ重要なことは、この運営委員会というのは、日石開発が二人、テキサコ、シェブロンそれぞれが一人で、それでこれは完全な全員の同意によつてのみ行われるということになっているわけでありまして。全員一致制をとっているわけでありまして。そういうことから言へば、当然技術力や資本力を持っているメジャーの方が強いということでは明かでありまして、ただ、そういうことではなしに、もっと具体的に、最後の付属書4という中に技術調整グループというものををつくる。これは全くテキサコ、シェブロンの方からエキスパートが集まって、同数ずつ集まってつくるものであります。これが「日石開発との間の作業調整機関としての任に当るものとする」ということになっております。しかも、どういう調整かというと、たとえば予算、作業計画はオペレーターにかわつて作成するということになっているんです。それからオペレーターにかわり技術作業の実施要領及び手続を決定する、そうして作業地城における技術作業を監督する、オペレーターにかわり生産及び引き取りに関する予測を行い、技術的研究を立案する、こういうことになっているんです。オペレーターは日石開発であっても、その上に運営委員会があつて、それだけでなしに、技術調整グループが一番主要な作業はみんなかわつてやるということがこの中で取り決められてい

るわけでありまして。

しかも、さつき最初に言いましたように、日石開発がもつばら対政府係で、それこそ書類をとつたり許可をとつたりという係でしかないことは、日石開発が、オペレーターでなくなった場合でも、当事者の指示に従つて、そしてコンセッションの維持とか更新とか処分だとか、そのためあらゆる処置をとらなければならぬ、こういうことも書いてあるわけでありまして。そして、そのことに對して日石開発は、これに同意するということがあります。

このほか、情報公開は一〇〇％の株を持っている範囲内でやらなければいかぬというふうに限つていふという問題だとか、あるいはまた、さつき言いましたように、テキサコ、シェブロンの方は二千三百マイルの物探をやつた後は本契約から脱退できるということになっておりますが、日石開発の方は、「権利の保全」というところで、日石開発の方がこの鉱区をもう放棄したい、売却したいとかいうことになつても、それがテキサコ、シェブロンの利益に合わないときはそれをやめてはならないということまで書いてあるわけでありまして。

こういうふうに見てみると、日石開発という会社はなるほど日本の資本かもしれないし、それで共同開発事業契約を結んでいるのかもしれないが、しかし、もう実質的には全くテキサコ、シェブロンの子会社といふことができます。その監督下にがんじがらめになっている会社なのであります。

そして、こういうことになってくると、鉱業権の問題もずいぶん問題になってくるんですね。日本のお会社であるいは日本の個人でしか鉱業権は得られないといふけれども、実質的に、ただこういう生産物の五〇％が向こうの手に渡るといふのではなしに、もう事実上日石開発はもつばらその書面づくりにあつて、それはメジャーの方がやれないからであつて、しかもその処分や何かをいつやるかといふことまであちらが支配しているといふことになれば、これは鉱業権の問題にさへなる

のであります。そういう重大な内容を含んでいるものでありますので、私は、まずもう一度、これはいまこの場で本物に等しいといふことを確認してほしいし、もしできないというなら、どこかへ行つてその資料と直接比較して後の質問で確認していただきたい。このことをまず要求するものであります。

○橋本(利)政府委員 ただいまの資料につきまして現在確認中でございます。できるだけ早く確認の結果を御報告申し上げたいと思ひます。

○工藤(見)委員(共) その確認を急いでいただくと同時に、このようにこの法案そのものの評価にかかわる重要な資料でありますから、私は再度この委員会に提出することを求めるものであります。

○橋本(利)政府委員 会社側が出すということであれば別でございますが、われわれがそれを入手いたしましたし出すということは、やはり個々の企業の秘密の問題にかかわりますので、そういうことは御希望に沿ひ得ないわけでございます。

それから、ただいまの点につきましていろいろと御指摘がございましたが、これは文書の確認の後申し上げるべきことだと思ひますが、いまの問題はやはり日本の周辺大陸棚における共同事業契約ではなからうかと思ひわけでございまして、御承知のように、資金、技術の面で共同事業契約を結ぶというのは、先ほど来の御審議の過程でも出てきておる問題でございまして、世界的に一般的に行われている問題でございまして。

それから、鉱業法と申しますか、鉱業権との関係については、その文書についてさらにチェックしてみたいと思ひますが、問題は私企業の私契約でございますので、お互いのバランスと申しますか、そういった中でそういう契約といふものが結ばれておるわけで、私たちとしては、最も関心を持ちますのは、幸い周辺大陸棚で探査が成功いたしましたして開発をされた暁に、その油なり天然ガスなりが安定的に日本に供給されるかどうかといふところに一番の強い関心を持つておるわけでございます。この点についてさらにチェックをいた

してみたい、かように考えるわけでございます。

○工藤(晃)委員(共) この日石開発とテキサコ、シェブロンとの共同事業契約の内容がこのようなものであるということになって、そして今度は日韓の共同開発方式をとる。そして、たとえば第五小区域あるいは第七小区域で日石開発が日本側の当事者となつて、そして韓国側と共同開発事業をやる。従来、この場合は韓国側はアメリカ資本であります。それで、日本側は西日本石油開発あるいはシェルが半分持つている。日石の方はそうでない。それにしても、五〇%、五〇%の事業契約を結んでいながら、その点で言えば、日本側の発言権というのは全体の事業の中では全く四分の一に低下されてしまふ。こういうことが言われたのであります。しかし、この内容によつては、四分の一どころか十分の一にもならないのじゃないか、こういうことなんですよ。しかも、九つばかり小さな小区域がありますが、実際に動き出すのはもう決まつていふでしよう。第五小区域ぐらいだとか、あるいはシェルの関係か、七つ目が動くか、本当に限られたところが動くわけでありまして、実際に動くところではまさに十分の一になるかならぬかというような、そんな発言権にしかならないということはこの事業契約は示すわけなんです。それほど重大なものでありますので、先ほどの、ただ石油が入ってくるかこないか、それだけ心配だなんというのはとんでもないことだと思ふのです。

そういうことで、私は、委員長に、理事会で取り計らうていただいて、ぜひこの資料を当委員会に出すことをよろしくやっていたきたいということをお願いしたいわけでありまして。

○野呂委員長 工藤委員の資料提出要求につきましては、後刻理事会で協議の上、善処いたしたいと思ひます。

○工藤(晃)委員(共) それで、私は具体的な法案の内容に入っていくこととしまして、特に、第三十四条の「掘さく義務」について伺いたいわけでありまして。

「坑井掘さく義務」については、先ほども資源エネルギー庁長官の方から、これは鉱業法にない新しいものであると言われたが、これは韓国側の海底資源何とか法というにあるということから入ったのだらうと思うのですが、この点について、三十四条を読んでもまいりますが、「坑井掘さく義務」、「探査権者は、その共同開発区域において、次に掲げる期間ごとに、通商産業大臣が指定する数の坑井を掘さくしなければならない。」となつていて、三年、三年、二年となる。そして、これは通産大臣がこう指定するということですから、これは政令で指定するということになるわけですか。

○古田政府委員 通産大臣の告示の形で指定することになります。

○工藤(晃)委員(共) では、その通産大臣が告示の形で指定するときに、その後、共同開発区域の面積や上部水域の水深その他を考へて、「その数は、二を超えてはならない。」ということが書いてあります。その後、「当該共同開発区域に係る大韓民国開発権者が当該共同開発区域において掘さくした坑井は、第一項の規定の適用については、当該探査権者が掘さくしたものとみなす。」とあるが、この第三項について質問したいわけでありまして。

これは実体があるからこういうものが入つたのだと思ひますが、いつだれがどこで掘削したのですか。何本掘つたのか。こう国内法にある以上、あるはずですよ。それを答えてください。

○古田政府委員 これはいままで掘つたものについてということじゃございませんでして、この第三項は、韓国側企業がオペレーターとして共同開発区域において坑井を掘削した場合や、韓国側企業が単独危険負担操業を行い坑井を掘削した場合について、韓国側の企業が掘削した坑井については日本側開発権者が掘削したものとみなすということとを定めていふのでございます。

○工藤(晃)委員(共) そうすると、では、これまでも韓国側の鉱業権に基づいて掘削が行われ、そし

てその企業がオペレーターになつたとき、それは新たに含めない、そういう意味ですか。

○古田政府委員 当該地域におきましては、従来掘削した事例はございません。

○工藤(晃)委員(共) それは日本側の出願者というところで言つていふのじゃないに、韓国側の鉱業権を得て、そして試掘は全然やられていないということですか。

というのは、八十国会であります。四月二十三日に外務委員会、参考人としておいでになつた橋本巨東京教育大学名誉教授がこの地質の概略を述べられて、そして大変厚い堆積物があつて、南側は閉じずに続いているけれども、北の方へ閉じていく、北の延長先のところでは井戸を掘つた、ドラムかんで二百本ぐらゐりつぱな油徴があつたというふうなことを言つていふのですが、これは井戸を掘らなくてこんなものがあるのですか。これは外務委員会の参考人として、また、海底油田の方では専門の方が答へられていふのです。

○中江政府委員 いま先生が言われますように、この協定の共同開発区域におきまして韓国がもし試掘などをやつていたということがあります。これは日本の主権に対する侵害というわけでありまして、そういうことの段階である。掘さく行為を韓国がすること自身も相ならない、そういうことを一切手をつけるな、いま協定を締結して、この主権の争いをどう解決するかということをするんだということ、この協定の交渉を始めて協定がまとまつたわけでございますので、その協定の交渉の始まる前に、あるいは交渉中に、いわんやその後で、韓国がその共同開発区域に井戸を掘つていふというふうなことは絶対にあり得ないし、許せないことだ、こういう姿勢で臨んでおるわけでございます。

○工藤(晃)委員(共) これは事実関係であります。私はあつたと調査の結果は出してあります。これは橋本巨参考人もこのようなことを言われているし、私も地質を専門にやつておりました

から、根拠なしにこういう話が国会の場に出てくるわけがないわけでありまして、日本側でそれを許可してないとなれば、韓国側のいわゆる鉱業権をやつていたとしか考えられないわけでありましてが……。

○古田政府委員 ただいま先生御指摘の、先般参考人の方が御説明された掘削井につきましては、これは西日本石油開発が、日韓共同開発区域の近く、福江沖でございますが、ここにおきましては二本の試掘を四十七年、四十八年に行つております。この結果ある程度期待の持てる徴候が見られたということでございまして、その事例を指摘したのではないかと私も考へております。

○工藤(晃)委員(共) この問題はもう少しはっきりさせなければいけない点が大いにあるわけでありまして、もう一つだけ細かいことをお聞きします。

二本を超えてはならないとか、いろいろ本数があるのですが、これは完全な完成という意味ですか。それとも、完成前でもいい、ともかく試掘を始めたらいふということですか。これは問題になつていふ点なんです。

○古田政府委員 これは、掘削の完成ということ考へております。

○工藤(晃)委員(共) いままでの私の質問で、それぞの小さいブロックごとに通産大臣の方が告示すると言われたんですか、それで、何本ずつ掘れという義務を課すということでありまして、しかし、非常に理解しがたいことは、大陸棚協定に付随する文書として掘さく義務に関する交換公文というものがあつたが、その掘さく義務に関する交換公文によりまして、どの小区域ではどれだけの義務が課せられるかということがもうすでにここで取り決められて、しかも、この交換公文の終わりには、「この取極は、協定の効力発生の日から適用される。」ということになつております。それによりまして、「第一小区域及び第九小区域は、単一の小区域を構成するものとみなす。」となつており、それからあと、そのほかに、三

年、三年、二年に義務を負うというのは、第五と第七にすぎない。そして第八について言うならば、初めの三年間は免除される。そうして二、三、四、六について言えば、この義務は完全に免除される。しかも、さつきは、二つを超えないというところになっておりますが、この交換公文では「一の坑井を掘る」ということになっていくわけでありませう。おかしいじゃないですか。

これからここで審議して国内法をつくり、もし成立したら、その法律に基づいて通産大臣が、さつき言った条項に基づいて、おまえさんのところは二本だとあるいは二本以下だとかいろいろ決めることが、どうしてこの交換公文の中で取り決められているのですか。この不思議なことについて、これは外務大臣、ちょっと答えてください。

○中江政府委員 いま御指摘の掘る義務に関する交換公文といふのは、協定がまとまりまして、その協定の中で定められていること及び協定によって授權されていることに基いて、両国政府がどういうふうに行動するかというところで議論がありました中の、この協定が発効いたしました時点からこういふふうにしてやっていたいじゃないかとあらかじめ話のついたものを念のために交換公文にしてある、こういうことでございます。

○工藤(見)委員(共) ここでいま国内法を審議して、仮にこれが成立したときに、通産大臣が、こういう法律の条項に基づいて、行政権として告示して初めて決まること、どうして外務省の駐韓後宮大使がこれを定める権限があるのですか。政令みたいなものが交換公文で先に決まっているじゃないですか。しかも、全然違うじゃないですか。片一方は二つを超えない、片一方は一つとする、しかも、九つのうちの四つも五つも義務は最初から免れている。いつから後宮駐韓大使は通産大臣より偉くなったのですか。そう言いたくなりますね。これはおかしいじゃないですか。

こういうことだから、この交換公文を取り消す必要があると私は思うのですよ。そうでないと、この法律の精神と合わないですよ。おかしいじゃないですか。

ないですか。法律というのはやはり国の主権が貫徹しなければいけないと私は思うのですよ。最初から後宮大使がどこかへ行って、交換公文をやった本数まで決めておられる。どういふわけですか。

私は、外務大臣に、こんな交換公文を取り消すことを要求します。外務大臣、答えてください。この問題は大事なことでありますから。

○中江政府委員 後宮大使と先方の外務部長官といふのは、これは大使と外務大臣といふのは、政府と政府の間で取り決めたときと登場の当然といふわけ、一つのスタイルとして登場の権限をどうしているかという問題ではなくて、大使は国の名において、日本国政府の名においてやっています。その内容はしたがって日本政府の意思でございますので、外務省と通産省といふのは、協定が発効したときに、その協定で授權されており、あるいはその協定に基づく国内法によって授權されるであろうことについて、あらかじめ両政府の間で意思がはっきりしておるものを文書にしたためておこうということ、つまり実施に関する交換公文の一つ、ということでございますので、こういうことは何ら新しいことではない。また、協定に違反しているものでもないし、協定の範囲内であることについて、行政府の間であらかじめ——国内法は協定の実施のための国内法でございますので、国内法も協定の範囲を逸脱することはできない。したがって、協定、国内法のもとで行政府としてなすべきことについて、あらかじめ合意ができておるものならばそれを文書にしたためる、こういう趣旨でございます。

○野呂委員長 午後三時三十分から委員会を再開することとし、工藤君の質疑は再開後続けることにいたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十九分休憩

午後三時四十分開議

○野呂委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。工藤君

○工藤(見)委員(共) 私は、先ほどの質問でも申しましたが、掘削義務について、第三十四条においては、通産大臣が、最初の三年、次の三年、その次の二年とそれぞれの年において、また、各ブロックごとに幾つかの点を考慮しながら、二つを超えないという掘削の義務を課するというふうになつていながら、日韓の交換公文においてはそれは内容が異なるし、また、すでもう具体的には、どこの小ブロックにおいては義務が免除されているとか、どこは最初の三年は免除されているとか、そういう国内法がこれから決まって、それに基づいて通産大臣がその行政権として指定するものまでこの交換公文で取り決めてしまつていくが、このことについて一体どう考えるのか、国内法というのは、これに基づいて主権が行使され、行政権が行使される、そういうものが交換公文によつて、後宮駐韓大使のサインによつて決められてしまつていく、いつから後宮大使は通産大臣よりも偉くなったんだということまで感じると申しましたが、この点について外務大臣のしっかりとした答弁を聞きたいと思ひます。

なお、私が午前中申しましたように、したがつて、このような交換公文は取り消すべきであるということまで申しました。

以上を含めて答弁を願うものであります。

○鳩山国務大臣 この大陸棚の開発につきましては、日本と韓国との間の国際協定に基づいて開発をするというたてまえで進めてまいつたものでございまして、交換公文はこの協定の中の参考資料といたしまして御提出されたものであります。これは両国間におきます約束事項であるというふうに御理解を賜るべきものであらうと思ひます。したがって、協定がございまして、しかる後にこの協定を国内的に円滑に実施するために国内法をおつくりいただくというふうに御理解を賜りました。

いのでございまして、これは当然のことながら、外務省だけで決めたものでは毛頭ございせん。政府全体として、関係各省協議の上実施をしたものでございます。

○工藤(見)委員(共) いまの答弁ですと、この交換公文は政府の約束である。この実施については両国政府が約束した。その意味では、国会でこの部分での承認は得なかつたかもしれないけれども、条約と同じ意味を持つていくということになります。しかも、この交換公文には、「この取極は、協定の効力発生の日から適用される」というふうになつていくわけでありませう。

しかし、いま問題としてこの国内法においては、これから仮にこれが制定された場合、この国内法に基づいて通産大臣が告示という形式をとるなら決める。これから決めるということでは白紙になつていく。しかも、井戸の数は二を超えないということになつていく、二つの井戸の掘削もある三年には義務づけられる。

そういう含みになつていくにもかかわらず、交換公文では一である。しかも、もう一度言いますと、この交換公文で掘削義務を一番ともに負うとすれば五と七です。一と九とは、北と南に離れているにもかかわらず、これを単一の区域とみなして、そこで一本の義務で、そしてまた第八について言いますと、初めの三年間は負わない。こういうことまでが交換公文であつて、しかも、これは政府の約束として決めてしまつていくということですね。

そうしたら、ここでこういう法律を審議して、そしてこれからこういう基準で二つまでは義務ができるという内容に法案の上ではなつていくにもかかわらず、これではもう通産大臣の告示が先取りされたも同様にないですか。これはやはり越権行為といひますか、ここはおかしな話ですよ。国内法が決め、通産大臣の行政権として決めることが、政府はもう約束してしまつていく。これは一体どういふことですか。これはもう明らかにおかしいじゃないですか。外務大臣、お答え願

います。——いや、外務大臣にお願いします。
○中江政府委員 協定と交換公文と国内法と、それからそれに基づく告示という四つの種類の違う文書なり措置についての御質問でございますので、その関係を整理して一度申し上げておくことが必要かと思つて申し上げるわけです。

まず、協定は、第十一条でございまして、第十一条に、「両締約国の開発権者は、両締約国の間で行われる別個の取極に従ひ、探査権の存続期間中に一定の数の坑井を掘さくすることを要する」ということで、まず、一定の数は別個の取り決めに従うということになっております。

それで、この掘さく義務に関する交換公文というのは、冒頭のところをお読みいただくとおわかりになりますように、「本長官は、本日署名された大韓民国と日本国との間の両国に隣接する大陸棚の南部の共同開発に関する協定（以下「協定」という。）第十一条に言及するとともに、——この「第十一条」というのは私がいまお読みいたしました条項ですが、「第十一条に言及するとともに、大韓民国政府に代わつて、開発権者が探査権の存続期間中に履行すべき掘さく義務に関する次の取極を確認する光榮を有します。」ということですので、この掘さく義務に関する交換公文は、第十一条に言う取り決めである……（工藤（見）委員「それは読まなくていいです。わかつていますから」と呼ぶ）これをまずひとつ御認識いただきたいと思うわけです。

したがって、この第十一条の「別個の取極」といいますのは、当初幾つにするか、あるいはその後開発が進むにつれてその井戸の数を幾つにふやすか、あるいはその状況に応じて減らすかというようなことはあり得るわけでございます。この交換公文がこの協定の効力発生の日から適用されるけれども、協定の不可分の一部であつて、永久にこの数で固定するといふものではなくて、第十一条で委任されたそのとき、そのときの取り決めの最初の取り決めというものについては、これはこの協定を交渉いたしましたときに、すでに

日本も韓国も単独開発のつもりで準備をしておつたわけですから、それを突き合わせて一つの取り決めをつくつてやる。これが交換公文の趣旨でありますし、協定との関係はそういうふうに関係づけられます。

他方、国内法は、ここに書いてございませうに、協定の実施のための国内法でございませうから、協定の第十一条を受けまして、第十一条を実施するに当たつては国内法では第三十四条による。そして、この第三十四条では、協定で与えられていた幅をはつきりと国内法の上にも移しかえまして、通産大臣の告示によつて数を決めるといふ幅があるわけです。したがって、このことは将来両国間の取り決めの变化に応じて通産大臣が告示をされるわけですが、その取り決めの变化に応じて言ひました取り決めがすなわち第十一条の取り決めで、その取り決めの第一号が交換公文である。こういうふうにご御認識いただきますと、どこにも問題がないというふうにご御理解いただけるかと思ひます。

〔委員長退席、中島（源）委員長代理着席〕
○工藤（見）委員（共） どこにも問題がないどころか、大ありなんですね。
では、これは通産大臣に伺ひますが、今度仮にこれが通つてしまつて、それから開発権者が決まつて、そういう晩に通産大臣がこういうことを認可する、あるいは告示するといふときには、やはりこの外交の方での交換公文にとられる、これが基準になつてしまふということになりますね。そうすると、まさにそういうことになりまして、法に基づいて行政権を行使するといふことまでがもうそこで拘束されているということになります。が、そういうものかどうか、簡単に答えていただきたいのです。

○古田政府委員 特別措置法案の第三十四条で、通産大臣が坑井掘削義務につきまして告示をするわけでございますが、それは二の範囲内で行政裁量を行うといふことでございます。
なお、その場合に、この法律はあくまで協定の

実施に伴う特別措置法案といふことでございますから、その告示によります坑井掘削義務の数につきましては、別途協定の十一条に基づきまして取り決められます交換公文の内容を守つていくという形になると思ひます。

○工藤（見）委員（共） 全く形式的にはこの第三十四条の2に基づいて告示すると言ひけれども、しかし、実際はもうこの交換公文によつて決められてしまつてゐる。国内法に移したと言ひけれども、国内法はもう全く形骸である、通産大臣の告示というのは全く儀式みたいなものであるということが明らかになつたと私は思ふのです。

それで、これに引き続いてもう一つの点へ移つていきたいと思います。これは、交換公文の中で、「第一小区域及び第九小区域は単一の小区域を構成するものとみなす」ということが出されてあります。これはこれから国内法に基づいてそれが開発権者になるかということにもかかわつてくるわけでありまして、この一と九を単一とみなすということが交換公文によつて決められて、しかも、これはそれこそ協定の効力発生の日から適用されるということになつてゐる。一と九が一緒になつてゐるというのは、これは明らかに、私が詳しく述べたまでもなく、韓国側でこれまで租鉱権を得ている者が一も九もコナムである。それから、日本側の出願人は西日本である。幾つかの順列組み合わせがあるのですが、一と九だけが全く同じですね。あとは西日本とシエルとか、西日本とテキサコ、日石開発とシエル、日石開発とテキサコ、日石開発とガルフとか、いろいろな順列組み合わせがあるけれども、一と九だけは同じであるといふことがもたらなつてゐる。

というのは、一と九という地理的には一番離れたところを全く単一とみなすといふことで、もうすでに韓国側でいわゆる租鉱権者となつた者、それから日本で出願人となつてゐる者が、この国内法でこれから決めますなんという体裁をとつていながらも、事実上もうすでにこれは必ず開発権者となる。十中八、九というよりも、十中十なるもの

のだということが前提になつてこの交換公文ができてゐるわけですね。その辺ちよつと確認したいのです。

○橋本（利）政府委員 坑井を幾つ掘るかということにつきましては、その鉱区の広さだとかあるいは水深などを考慮して決めるわけでございますが、ただいまの第一と第九小区域につきましては、まさに先生御指摘のとおり、西日本とコナムの両方がそれぞれ競合権者になつておるわけでございますが、これははもともと競合することから共同開発方式をとることになつたという経緯からいたしまして、まず、当初においてその競合権者が一と九の方で重複してゐるということである。一と九の鉱区とみなした、こういうことでございませう。

したがって、この法律に基づきまして、いわゆる能力主義等を導入いたしまして審査をいたしまして、仮に西日本石油開発が本法に基づく特定鉱業権者となり得ない場合におきましては、改めて韓国と協議いたしまして、協議の結果に基づいて、通産大臣が第三十四条の規定に基づいて告示するといふこととございませう。あくまで、経緯からいたしまして当初の坑井の掘削数であり、かつ一と九の小鉱区を単一の鉱区とみなした、こういうこととございませう。

○工藤（見）委員（共） いまの説明でも、これから国内法が仮に制定された場合開発権者はだれになるかといふと、西日本が一と九になり得ない場合もある。これは当然だと思ふのです。もし本当にそういう国内法としての精神といふものを考えるならば、ですね。ところが、なり得ない場合があるのになぜもう決めてしまつたのかといふ問題はどうしても残りますね。なり得ない場合、これはこれから国会で審議して、これは立法府ですから国会で審議して、仮に制定されたり何かして、それで初めて決まる。それはならないかも知れぬ、そういうことが十分考えられる、というよりも当然それを考えなければいけないにもかかわらず、もうそれが交換公文の中では、必ず一と九は西日本だ、どこはどうかだといふふう

に決まつてゐる。これは、これは立法府ですから国会で審議して、これは立法府ですから国会で審議して、仮に制定されたり何かして、それで初めて決まる。それはならないかも知れぬ、そういうことが十分考えられる、というよりも当然それを考えなければいけないにもかかわらず、もうそれが交換公文の中では、必ず一と九は西日本だ、どこはどうかだといふふう

しまっている。これは一体どういふことかという点であります。この点についてはどうですか。

○中江政府委員 この点は、私は、この協定が生まれてきた経緯といふか、経過といふものがやはり重要な要素だと思ふのは、日本と韓国がどちらも全くまだ開発しようと思つていないところについて、白紙のところに新しい協定を結ぶといふことではなくて、韓国は韓国で単独開発のための国内法も制定し、租鉱権者も決めている、そしてその開発の準備をしている。日本は日本ですでに開発を受け付けている、そしてその会社はそこの開発を心待ちにしている。そういうようにある程度開発に対する姿勢が進んだ段階で、その主権が、主権的行使の対象区域がぶつかつていふところ、そこで紛争に入つたわけでございます。

○工藤（見）委員（共） いまの説明は大体こういうふうになります。これは前の八十国会で、外務委員会でもそのような答弁があつたのですが、要するに、日本側はある企業に対して出願を受理してしまつた、韓国側は韓国側で、それこそ租鉱権を与へてしまつた、それだといふことでいけるものではないか、その期待がそこ生じた、ところが思いがけなくも紛争が起きた、そしてまた、思いがけなくも共同開発という形態をこれらのすでに権利を得た企業に対して強いることになる、まことに申しわけない、だからあなた方の権利はこれからはまづ確保しなさい、大体そういう趣旨です。

ところが、それにもかかわらず、協定が出てから、国内法で見ても裁量の幅があるものをどうしていまから決めてしまつていふのかという点は、先ほど私が申し上げましたように、協定十一條の取り決めといふものが、すでに協定交渉の段階で、これはもうある程度の事実を踏まえての交渉であつたわけでございますので、両政府間で合意ができたものは取り決めておく。しかし、そのことは、十一條の取り決めは何も恒久的に協定

と不可分の一体をなす取り決めではなくて、協定十一條に基づいて、そのとき、そのときに応じて取り決め得るものでございまして、この交換公文が永久不変のものであるといふふうには思つておりません。開発の進むにつれて、あるいは開発の進まない度合いにつれて、つまり、事態に応じて変え得るわけでございますので、万が一何かの都合で、いまエネルギー庁長官が言われましたように、第一小鉱区と第九小鉱区でしたか、そのこの開発権者の構成に変化があります場合には、それに即応してこの交換公文を改めるといふことは当然予想されるわけでございます。

○工藤（見）委員（共） いまの説明は大体こういうふうになります。これは前の八十国会で、外務委員会でもそのような答弁があつたのですが、要するに、日本側はある企業に対して出願を受理してしまつた、韓国側は韓国側で、それこそ租鉱権を与へてしまつた、それだといふことでいけるものではないか、その期待がそこ生じた、ところが思いがけなくも紛争が起きた、そしてまた、思いがけなくも共同開発という形態をこれらのすでに権利を得た企業に対して強いることになる、まことに申しわけない、だからあなた方の権利はこれからはまづ確保しなさい、大体そういう趣旨です。

ところが、これはおかしいのです。この大陸棚の紛争の仕掛け人は一体だれですか。メジャーであり、国際石油資本じゃないですか。あのエカフエの報告が出る前から、もうすでにシエルが日本でその子会社によつて出願を行つた。それからテキサコ、シェブロンの方は日石開発、これをつくらせて仕事を進めていく。そして、大体出てくるのは、この二つに対してあとがガルフとかそういうものが出てきて、しかも、テキサコ、シェブロンの方は、日石開発との関係がどんなに密接かといふよりも、完全にもうとりこにしまつた会社であるといふことはさつきおわかりいただいたと思うのですが、日本ではこのある地域を日石開発に取らせてしまつて、韓国側で同じところを第五ブロックでかぶせてしまつていふじゃない

ですか。西日本もそうです。西日本は日本側でとつて、韓国側からも第六ブロックでかぶせてしまつていふじゃないですか。

重複というのは、まさに同一のメジャーが、一方では日本政府に働きかけて、さあこれは日本の側の大陸棚でしょう、私に下さいとかばせ、同じところを韓国側に、やはりこれは韓国のあれでしょう、下さいとかばせてしまつたわけでしょう。まさに、こういう紛争そのものを起したのはいまのメジャーであるわけ、まさにそれによつて日本政府の方が期待を覆されてしまつたわけであつて、それで、メジャーがなぜこういうことをやつたかと言へば、どつちに転んだつていふわけですよ。中間線といふならば日本側でやる。自然延長線といふならば韓国側でいける。共同開発でいくならばこれでもいける。ただ一つ、フィリップといふのは、これはあらゆる石油の利権に出てくる利権屋ですよ。これが韓国側にくつたといふので、第七ブロックといふ厄介な問題が出てきた。これがあります。しかし、フィリップは、あれは本場にまじめに掘る会社じゃないですよ。いまコナムといふかこの会社に移つてしまつて、フィリップは事業から、完全とは言わないけれども事実上後退している。こういうことでしょう。

○工藤（見）委員（共） 私が聞きましたのは、先ほど言つたように、日本側はもう出願を受理してしまつて、ある企業に期待を持たしてしまつた、韓国も別の形で与えて期待を持たしてしまつた、それで紛争が起きて共同開発になつて相済まないから、まず、この私企業のこれまでの権利は一〇〇%認めてやろう、こういう精神だから一と九を一緒にするとか、もう大体決まつていふとか、それからこれは後で伺いますけれども、開発権者にするに当たつての附則の問題、三十日早くちゃんと届け出をさせる、必ず開発権者になれるようなそういう仕掛けを国内法に持ち込んでいふわけでしょう。だけれども、そういう説明が違ふじゃない

以上の経過はまず認めなければならぬと思ふのですが、その点はどうですか。

○中江政府委員 その議論は私どもも方々で耳にしたこともございすけれども、私どもがこの協定で何をしようかといふ原点をお考えいただきたい。その背後にある会社がどうであれ、日本の主権のもとでこの大陸棚を開発しようといふ、そのことを確保するのがそもその目的であつたわけ、その日本の主権を一〇〇%確保するといふことが国際法上認められない、それで韓国側の一〇〇%の主権行使もまた認められない、つまり、国際法上決着をつけ得ないといふことで共同開発といふことにしたわけでございます。日本と韓国との共同の主権行使のもとでこの大陸棚を開発する場合に、その背後にどういふ会社がどういふ思惑で動いたかといふことは、それはいろいろ企業の問題でございすからあると思ひますけれども、政府といたしまして間違ひなく確保しなければならぬことは、日本の主権下で行ふこと、そして、韓国との共同開発といふことになりましたならば、日本と韓国との主権の共同の行使によつて、紛争地域としてでなく、円滑な大陸棚の開発を確保すること、そういうことであつたわけ、その意味では十分日本の利益は確保されていふといふふうに私は思つておるわけでございます。

○工藤（見）委員（共） 私が聞きましたのは、先ほど言つたように、日本側はもう出願を受理してしまつて、ある企業に期待を持たしてしまつた、韓国も別の形で与えて期待を持たしてしまつた、それで紛争が起きて共同開発になつて相済まないから、まず、この私企業のこれまでの権利は一〇〇%認めてやろう、こういう精神だから一と九を一緒にするとか、もう大体決まつていふとか、それからこれは後で伺いますけれども、開発権者にするに当たつての附則の問題、三十日早くちゃんと届け出をさせる、必ず開発権者になれるようなそういう仕掛けを国内法に持ち込んでいふわけでしょう。だけれども、そういう説明が違ふじゃない

○中江政府委員 その議論は私どもも方々で耳にしたこともございすけれども、私どもがこの協定で何をしようかといふ原点をお考えいただきたい。その背後にある会社がどうであれ、日本の主権のもとでこの大陸棚を開発しようといふ、そのことを確保するのがそもその目的であつたわけ、その日本の主権を一〇〇%確保するといふことが国際法上認められない、それで韓国側の一〇〇%の主権行使もまた認められない、つまり、国際法上決着をつけ得ないといふことで共同開発といふことにしたわけでございます。日本と韓国との共同の主権行使のもとでこの大陸棚を開発する場合に、その背後にどういふ会社がどういふ思惑で動いたかといふことは、それはいろいろ企業の問題でございすからあると思ひますけれども、政府といたしまして間違ひなく確保しなければならぬことは、日本の主権下で行ふこと、そして、韓国との共同開発といふことになりましたならば、日本と韓国との主権の共同の行使によつて、紛争地域としてでなく、円滑な大陸棚の開発を確保すること、そういうことであつたわけ、その意味では十分日本の利益は確保されていふといふふうに私は思つておるわけでございます。

かと言ったのですよ。

というのは、日本の側に出席した資本のグループと、韓国側から同じところをカバーした、かぶせたのは同じじゃないですか、テキサコ、シェブロンとかシェルとか。そういうことからまさに紛争というものが激しく起きたわけでしょう。だから、これらが日本に出席しておれば何のこともなく必ずやれるというのじゃなしに、まさに両方からやって確実に押さえようということで今度の大陸紛争の仕掛け人になった。そういう企業に対して、その企業のこれまでの権益は期待を抱かしてしまつて申しわけないから、必ずさういうかっこうで確保しようということ、これは一体どういうことなんですか。

しかも、今度の大陸棚協定で、これはもつともっと中身を見ていかなければいけないけれども、事実上この五十年間主権ペンディングというよりも、オペレーターがどつちになるかによつて、たとえば九のうちに九までオペレーターが韓国側になれば、これはもうみんなそこは韓国の国内法でいくわけでしょう。こういう意味で、日本の主権を五十年間事実上ペンディングにして、あるいは事実上放棄するとうようなことをしてまで、これまでそれこそ石油の争奪戦で先につばをつけて、しかもそのやり方は汚い、日本側でも取る、韓国側からも同じことを押さえる、こういうことまでするメジャーのわずかに二社か三社の利益をなぜ守らなければいけないのだ。

私たち共産党は、本当に大陸棚を含めて資源を自主的な形で開発しなければいけないということ、それからそこそ総合エネルギー公社とかそういうことを言っていますが、これはしなければいけないのだけれども、まさにいま政府がやっていることは、資源開発という美名に隠れて、事実上こういうメジャーの争奪戦、それに既得権を与えて、そのためには共同開発ということで、事実上国の主権も放棄する、ペンディングにしてしまふということまでやる。ここに私は本質があると思うのですよ。

だから、今度の法案の至るところに事実上、ハイジャックじゃないですけれども、超法規というのがあるのです。これから開発権者を決めます、それはもう決まっておりますというところは、これは事実上超法規じゃないですか。これから掘削の義務を決めます、しかしそれはもう決まっております、これなら大体メジャーが注文した線である、こういうことになっております。

だから、いまの答弁に対して、私は、これらの私企業に対しての利益をそのまゝ与える何の根拠もない、根拠がないどころか、そういうことをやればまさに仕掛け人の思惑どおりに従属したことになる、そう言わざるを得ないと思ひますが、これはひとつ鳩山外務大臣と通産大臣から同時に答えていただきたいと思ひます。——だめですよ。大臣ですよ。

○中江政府委員 私が先ほど申し上げました中で、先生の御質問の中に、すでに先願をしている企業に対して相済まぬという気持ちでそれを尊重したのではないかと一箇所がございましたけれども、私も何も相済まぬと思つてやっておりますわけでは全くないのでございまして、先願しております、その先願というの、日本の法律に従つて行われている行為で、決して超法規でも何でもなくて、日本の国内法に従つてある程度進んでいた、その段階で紛争としてこの地域の問題が韓国との間で持ち上がったということで、その背後においてだれが仕掛け人であるかどうかということを超えて、これは国際法的に見てそういう紛争なんでございまして、その点は私も認識が違ふという感じがいたします。

それから、もう一つは、この背後にありますといひますが、実際に行います会社なり企業なり国際資本なりというもの、これは日本におきましては、いま申し上げましたように日本の法制に従つて手続をしておりますし、韓国においては韓国の法制に従つて手続をしている。いずれも日本及び韓国の主権のもとで企業活動をしておるわけでございますので、そのこと自身について、それが

いいとか悪いとかということ、これは別な角度からの御議論かと思ひますが、共同開発としてこの大陸棚を開発するという点におきましては、日本と韓国がともに国内法を尊重し、いままでも国内法上持つている利益と私企業の利益というものはそれ相応に尊重した上で、しかも、円滑に開発を進めるといつて両方で合意したのがいま御議論のたいていおきます協定及び国内法に基づく一つのメカニズムである、こういうふうに御理解いただきたいと思ひます。

○工藤(晃)委員(共) 大臣の答弁を求めます。

○田中政府委員 ただいま工藤先生からいろいろと貴重な御意見を承りました。しかし、いろいろと考へ方の相違があるかもしれせんけれども、われわれは、日本国家のために正しい意味におきまして法の解釈をし、また、今後も御懸念があるようなことが万々ないように、十分な注意を持つて今後の施策をいたしてまいりたい、かように考えます。

○工藤(晃)委員(共) 委員長、やはり質問者が要求する答弁者に答えてもらつたというルールはぜひ守つていただきたい。よろしいですか。

さて、いまの一つだけその認識が違ふという発言については再度質問しますが、テキサコ・シェブロングループとさつき言つたような共同開発の契約を結んでいる日石開発、それが名義人になるにしろ、実際上一緒の事業契約を結んでいるこのテキサコ、シェブロンと一体の資本がある地域をかぶせ、同時に韓国側からもかぶせたこと、西日本とシェルが両方からかぶせたこと——西日本だつてシェルの資本が五〇%入つてゐるわけでしょう。その事実だけは認めてください。あつたかどうか。そういうことになつてゐるのか。そうでなければこういう組み合わせは出てこないでしょう。事実だけ出してください。あとよけいなことを言わなくていいですよ。

○古田政府委員 第一から第九小鉱区のそれぞれにつきまして、韓国側の租鉱権者とそれから日本側の現在の鉱業法に基づきます出願者との組み合わせ

わせにつきましては、先生御指摘のとおりでございます。

○工藤(晃)委員(共) このように、同じ資本のグループが両方からかぶせたのですよ。さつき言つたように、日石開発というのは、この共同事業契約から見ても、事実上全くシェブロン、テキサコのかいらいみたいな会社で、鉱区権を手放すことまで制約を受けてゐる。やることなすことみんな技術調整グループによつて縛られてゐる。こういうところが同じところを日本側からかぶせ、そして同じところを今度は韓国側からかぶせる。これは西日本とシェルだつて同じじゃないですか。こういうふうにして同一の者が両方からやつて、どちらへ転んでも自分の利益は確保されるという、そしてその結果として、さうやって確保した彼らの利益というのがそのまゝ一層有利な形で確保されるという協定になつたし、また、国内法になつてきてゐる。これが今度の本質なんですよ。

それで、ついでに附則の二項ということで聞きますが、この附則の二項によると、小区域内に面積で三分の二を超える鉱業出願地を持つてゐる者、これはもう私が説明する必要はないと思うのですが、これは三十日まで最初に届け出をやることのできるということになつてゐる。こういう附則の二項があるならば、まさに先願主義をとつていくならば、時間が問題なんです、もういままでの出願人がそのまゝすべり込むことができ、さういふ仕掛けをこの国内法にまで持つてゐる。交換公文でもこう決めてしまつてゐる。国内法でも確実になれるようになってゐる。しかも先ほども、資源エネルギー庁長官の説明から、経理とか技術とか、さういふのを基準にすると言へば、これはもうますますメジャー系は有利になつてくるわけなので、ますます確定されてしまふ。さうすれば、さつき言つた十中八、九でなしに、十中十まで、これまでのテキサコとか日石開発とか帝石だとか西日本がそのまゝ入つてくる、こういう仕掛けがもうできてしまつてゐる、

こういうふうな考へるわけですが、この附則の二項について、これでは完全に、十中八、九でなしに十中十までなるのではないか、こういうものじゃないか、こう考えますが、どうですか。

○橋本(利)政府委員 先生御承知のとおり、現在のが国の鉱業法は先願主義をとつておるわけでございます。先願主義をとつておるためえから、すでに出願している人にとりましては、その出願権自体、いわゆる先願権なるものが財産的性質を持つわけでございます。一方、日韓大陸棚につきましては、共同開発をするといった要件が出てまいったわけでございます。私有財産権の保護といふことと共同開発とをどのように調和して接点を求めていくかということが、ただいま先生御指摘になりました附則の規定になるわけでございます。

さような形におきまして、告示後一月以内に申請ができることになっておるわけでございますが、その際、経理的基礎あるいは技術的能力といったいわゆる能力主義を導入いたしましたしてチェックするということになっております。この点につきましては先願三社以外と全く同等でございます。また、ただ一月早く出願できるという点に先願権の財産権の性格を認めて、さような附則を規定いたしましたということでございます。初めから決まっておるといったような、せつかく御審議いただいている法律を軽視するような扱いをするつもりは毛頭ございません。

○工藤(晃)委員(共) 最初から決まっていらないと言いつながら、さつき言ったように、交換公文においては決まてしまつておるし、附則の二項があればもう完全に決まつてしまふ。わかり切つておることなんです。それを、形式上決まることになつていないという答弁は、全くこの解釈としても事実には反すると思ひますが、この問題はつきまして、私、午前中の質問で、幾つかの問題で後で答弁いただくということについてもお答えしていただかなければならないので、いま言いますから、これがこの時間にすぐできるかどうか、一応

確かめていきます。

一つは、両国の共同開発の取り決めの大筋が決まつたという段階以後の実務者会議、十回開かれたと言われるが、その中で取り上げられた問題で、私が三點ばかり挙げました。

一つは、単一の区域として単一合弁会社でいくやり方と、それに反対するメジャー側の、もっとブロックごとにかかりのあるところだけでやる、こういうことが問題になつたのかどうか。それから、二は一応認めていただきましたが、第三ですね。掘削義務を最初二本、二本、二本といふことだつたのがだんだん薄められていたという経過があつたのかどうか。この点について、いま答えられるかどうか。

○中江政府委員 午前中は、御連絡いただいておりました質疑の項目が、いま先生もおっしゃいましたように実務者会議といふふうについておりましたので、私どもは実務者会議といふのは法律専門家会議のことを言つておりました。十回にわたつて行われました方は正式の協定締結交渉、こう思つておりましたので、準備が不足してすぐにお答えできなくて大変申しわけなかつたと思つております。

その中の第一点の共同開発の具体的方法についてどういふ議論があつたかという点でございますけれども、五年前の協定交渉のメモでございますので、全部が全部そろつておるわけでもないわけですが、いままで私どもで調べました限りでは、日本側では、まず出願地域ごとに参加企業を分けまして、そして共同事業方式、いま協定で具体化されておりますが、こういう方式でやろうといふのを示したのに対して、韓国側は、最初は、共同事業方式には反対である、むしろ対象地域全体を日本側企業と韓国側企業の合弁による単一事業体で行おうという立場をとつたというのが記録に残つておりますが、その後、大きな議論がなくて、そのすぐ次ぐぐの会合のときに、韓国側は基本的に日本側の案に同意するといふことで、共同事業方式といふいまの協定で定められて

おりますような方式の検討に入つた、こういうふうになつております。

それから、掘削義務が最初二本ですか何かで、だんだん減つていったのではないかと、この点ですが、この点は、私どものメモによりますと、まず開発権者に掘削義務を課するのだといふこと自身は、これは最初から日韓間で合意がございまして、その上限をどうするか、あるいはそれを減らすかといふような話については、記録に残つておりませんので、余り大きな議論はなかつたのではないかと、こういうふうに見ております。

○工藤(晃)委員(共) この会議の内容といふのは法案の審議ともかわつて非常に大事でありますので、その議事録をこの委員会に提出することを要求します。

○中江政府委員 まず第一に、韓国側との間で認め合つた議事録といふものはございません。わが方で独自につくつたメモですが、交渉の内容は一切出すことはできない、こう思います。

○工藤(晃)委員(共) これは先ほど私が要求しました、各企業がこの交渉をめぐつてどういふような要望を具体的に出したかとか、そういうこともかかわる問題でありますから、再度要求しますが、同時に、時間もいろいろありますので、先ほどの、通産省の方でも見られたと思ひますが、日石開発とテキサコ、シェブロンとの契約ですね、あれが同一であるといふことを認めたかどうか、その点について同時に伺います。

○橋本(利)政府委員 工藤委員が告示になりました書類が私の方で持つております日石開発とシェブロン、テキサコ両社との共同事業契約と一致するかどうか、照合してみようという御指摘でございます。

私どもの方でも照合いたしましたわけでございますが、当省が入手いたしました共同事業契約の写しなるものは、行政の必要上公開を前提とせずに入手しておるといふことと、かたがた本件は企業の秘密にかかわる問題でございます。さようなところから、工藤委員が告示になつた書類と同一

一の内容のものであるかどうかといふことを明らかにする立場にないといふことを御理解いただきたいと思つておるわけですが、ただ日本石油開発がみずから公開している点と、お示しになつた書類の記載内容と照合いたしました結果、次のような点については違ひがないようでございます。

一つは、契約年月日が昭和四十五年の十二月の十日、契約当事者が日本石油開発とシェブロン・オイル・カンパニー・オブ・ジャパン、テキサコ・ジャパン・インコーポレーテッドといふことでございます。対象区域は西九州沖、参加比率は日石開発が五〇%、シェブロン、テキサコ、それぞれ二五%、この点は食い違ひございません。

それから、そのほかに当方で承知いたしておりますところは、三社はただいま申し上げた参加比率に応じて所要の経費を負担する、また、生産した石油額を取得するといふことになっております。

それから米国側の二社は、一定額を限度といたしまして、当初の探鉱に要する費用を折半して負担する。これに基づきまして、昭和四十六年及び四十九年度におきまして、それぞれ西九州において測線総延長三千五百キロメートル、四国の土佐沖におきまして三百八十六キロメートルに及ぶ第一次の音波探査を実施したといふことでございます。

○工藤(晃)委員(共) 午前中も委員長にお願いしましたが、このようにこの法案の評価にかかわる資料は、ここは国権の最高の場でありまして、全部ここに出すといふことではないと、この審議が本当の意味で内容を尽くして行われることはもうむずかしいと思つておる。そういうことで、さうら、ぜひ理事会において、これらの資料を提出する問題、私、要求しておりますので、よろしくお願いしたいと思ひます。

これをもつて、まだ多くの問題を残しておりますが、これは改めて別の機会です。いいですか、その点よろしく。

○中島(源)委員長代理 後刻、理事会に諮ります。

○工藤(晃)委員(共) それでは、きょうはこれで終わりますが、後でまた続けます。

○中島(源)委員長代理 大成正雄君。

○大成委員 新自由クラブを代表いたしました、質問をさせていただきますと存じます。

まず第一に、この協定批准書の交換のいわばタイムリミットと申しますか、そういう関係のことからひとつお聞きしてまいりたいと思うのですが、この大陸棚協定の第三十一条「批准書は、できる限り速やかに東京で交換されるものとする。」というわけでありますが、「できる限り速やかに」というこの解釈というか、了解事項というか、それらの点について承りたいわけであります。

これは外務大臣に承りたいと思うのですが、この日韓両国間に決定的な不信感やあるいは協定破棄といったような事態を除いて、そういった前提をなくして、外交の実務の最高の責任者として、批准書の交換のぎりぎりのタイムリミットというのはどのように判断しておられるか、これが第一点。

それから第二点は、この日韓間の政府なりあるいは特定の政治家間なりで「できる限り速やかに」という、その希望的な約束事が何かなされてある事実があるのかどうか、これが第二点。

それから第三点は、世界の外交の先例として、協定なり条約なりが批准されたが、関係国の国内法が成立しないために、この締約国のいずれかの一方がこの条約、協定というものを破棄した事例というか先例というか、そういうものはあるのかどうか。世界の外交的な事例の中でそういうことがあるのかどうか、これが三番目。

四番目に、協定の第三十条で、協定と国内法は一体のものである、こういうふうに私たちは理解をするわけですが、この国内法的な措置がもしとられないとした場合に、この協定は無効であるという判断をしてよいかどうか。

この四点を承りたいと思います。
○鳩山国務大臣 お答え申し上げます。
なるべく速やかに、こういう表現につきまし

て、これは国会の御承認をいただきましたので、韓国政府からは速やかに批准書の交換を行おう、こういう申し出を受けているわけでございます。しかしながら、政府といたしましては、開港を円滑に進めるためには国内法が必要である、こういう判断に基づいて国内法の御審議をお願いをしていくわけでございます。その点を先方によく説明をいたしまして、批准書の交換を待つてもらっているというのでございます。

なるべく速やかにというのは、これは常識で考えるほかはないと思います。したがって、今国会でこの御審議をいただく、そういう期間は先方も待つてくれるであろう、このように常識的に解しておるところでございます。先方との間に、いつまでという具体的な約束は何もいたしてありません。国会の御審議の御都合もありません。私もそこまでは何ら約束いたしてありません。

それから、先例につきましては、これは条約局の方から御答弁をさせていただきます。

それから、国内法と条約との関係につきまして、私も条約を円滑に実施するために、日本の国内法制に適合した国内法が必要であるというふうに理解をいたしております。国内法の成立ができた場合にどうなるであろうかという点につきましては、軽々しく予測はいたすべきでない。政府といたしましては、国内法の成立を極力お願いをし、期待をいたしておることでございます。

○村田(良)政府委員 先生の御質問は、従来世界各国でどのような例があったかという御趣旨だと思えますけれども、二国間条約というのは、恐らく何万と従来締結された例があると思えますし、またその中で、私どもは、国内法が成立しないという理由をもって条約自体が成立しなかったという例は聞き及んでおらないわけでございます。しかしながら、非常に数が多いものでございますから、そういう先例がゼロかというふうにおっしゃいますと、あるいはきわめてまれにあったかもし

れないというところでございますが、通常、もちろんほとんどの条約は、国内法が必要な場合にも、国内法の制定を待つて成立しておるわけでございまして、むしろ事情変更の原則と申しますか、その条約に署名して以後、世界情勢が非常に変わったというふうなことから批准に至らなかったというふうな例は若干ございます。

しかしながら、わが国と同じような議会民主主義制度をとっております西ヨーロッパ諸国あるいは米同等におきましては、通常、条約承認案件とそれとの関連のある国内法の制定あるいは改正というものは、単独の案件にするとか、あるいは同一委員会において同時に並行審議するというふうな慣例が多々ございまして、そういう制度をとっておりますから、通常は、条約の議会による承認と関連国内法の制定は同時というのが一般的な慣行であるということは申し上げることはできます。

○大成委員 このことは非常に政治的な含みもあると思うのですが、昨日来の質疑の中でも、そんなにあわてなくてもいいじゃないか、もうちょっと条件を煮詰めてからこの効力を発効させてもいいじゃないか、こういうような意見もあるわけでありまして、そういう一つの政治的な配慮から、このタイムリミットというものは、単にしゃくし定規の解釈でなく、非常に大事なことでというところで私はお聞きしておるわけでございます。

そこで、そういう約束はない、常識的に判断していく、こういうことでありますが、その常識的な判断の限界というか、そのリミットというふうなものは、率直にお聞きするわけですが、たとえば、仮に今国会でもこの国内法が通らなかつた、もう少し待つてくれ、条件がもう少し煮詰まつてから必ず通る見通しがあるからというふうなこと、これは仮定の話を申し上げているわけですが、そういうことでその常識的なタイムリミットというものは得られるのかどうか、その辺のところをもう一回お聞きします。

○鳩山国務大臣 この国会でぜひとも御承認を賜りたいというのが政府の立場でございます。ま

た、韓国側といたしましても強く期待をいたしているところでございます。したがって、この国会でもし御承認をいただけない場合のことにつきまして、いまここで申し上げるのは差し控えさせていただきますのでございます。

○大成委員 過般の日韓の定期関係会議の席上で、このことについて何らかの話し合いはなされたのでしょうか。

○鳩山国務大臣 当然、先方から条約の批准を早く行おうというお話がございまして、わが方から、国内法の制定をお願いしてある、その成立まで待つてほしい、こういうことを申しておるわけでございます。しかし、先方は早くしようと言ふ、私どもはしばらく待つてほしいということ、何ら結論が出たということではないのでございます。

○大成委員 たびたび恐縮ですが、日韓閣僚会議の席上で、次の国会では何とか通すからとかどうか、そういう言い方はできないでしょうかけれども、暗にそういう心証を与えるような話のやりとりというものはあったのでしょうか。

○鳩山国務大臣 約束ということは、先ほど申し上げましたように一切いたしておりません。しかし、政府といたしまして、次の国会に最大限の努力をする、こういうことでございます。

○大成委員 四番目に聞きました第三十条でございますが、「両締約国は、この協定を実施するため、すべての必要な国内的措置をとる。」というように明確に規定しているわけですが、その国内的な措置がとれなかった場合には、これは法的な解釈としてお聞きするわけですが、この条約全体が無効だというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

○中江政府委員 御指摘の第三十条は、いま御審議願っております国内法が成立しないかという点とは別に、日本と韓国とが国と国の約束としてこの協定を実施するためには当然いろいろの法的措置もございましょうし、そのほか国内的措置をとることについて両国間で約束している

ことでございますので、その必要な国内的措置をとらないときには条約の第三十条を忠実に守っていないという事で、その守っている国から守っていない国に対して条約違反という形で問題が提起されて、それを是正するかどうかということが議論されるわけで、直ちにこの協定が無効になるとか、そういうことではないわけでございます。

それから、いま大臣が答えられました、韓国側が日本の国内批准を早くするために国内法についてどういうことを期待しているかというこの参考になるかと思ひますことで、申し上げておいた方がいいと思ひますのは、日本は、およそ戦後、協定を結びまして、その協定に関連する国内法がおくれたために批准がおくれたというのは、過去に一件だけあるわけでございます。

これは御承知のいわゆるガリオア協定と言われておりましたが、日本国に対する戦後の経済援助の処理に関する日米間の協定、この協定が昭和三十七年五月四日、第四十回国会で承認されておりましたが、これの実施のための産業投資特別会計法の一部を改正する法律案、これが第四十回国会で成立いたしましたんで、すぐその次の四十一回の臨時国会におきまして、九月四日に成立いたしました。その間四カ月でございまして、四カ月国内法のためにおくれたというのが唯一の例でございまして、そういう意味では、日本という国は協定が締結されれば速やかに必要な国内法措置をとる国だという名声といひますか、評価があると思ひます。韓国としましてはそれを知っておるわけでございまして、唯一の例外でも、すぐ次の国会で国内法を通して、四カ月のおくれでやつてくれているということで、期待しているであろうことは推測できるかと思ひます。

○大成委員 次に、本協定に対する中国側の円満な了解を取りつけることについてお伺いをしたいわけでありまして。

昨日来の本委員会における外務大臣の御答弁の中で、大臣の表現をおかりすれば、礼を尽くして中国側の理解を得たいと考えている、中国側が聞

いてくれるというならいつでも出かけて話し合いたい、日中友好増進の過程で円満に解決を得たい、あるいは可及的速やかに北京を訪ねるチャンスを得たい、こういったようなことで大臣の意思が表明されてきたわけであります。

この大臣の昨日来の熱心な御意思というものは政府の意図として解釈してよろしいのか、あるいは政府・与党を含めて共通の認識の上に立つての本委員会における大臣の意思表明であると解釈してよろしいのか、承りたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 本件の共同開発につきまして、これは日本と韓国との間にまたがる大陸棚の開発である、このような考えは変えてないわけでございまして。しかし、この点につきましては、従来からたびたび先方に説明してきたわけでありますけれども、外交の最高の責任者である李先念副総理の理解が、藤山愛一郎先生が国貿促の団長として行かれましたときのお話を伺いますと、大変不十分であるように思ひます。これから開発が進められる場合にこのことが何らかの支障になるといふことは好ましくないことでございまして。そういう意味で、外交の責任者として私自身の責任と思ひまして、そのようなことを申し上げたわけでございまして。

○大成委員 私は、この大臣の善意というか努力というか熱意というか、これは正しく評価をしていかなければならぬと思ひます。しかしながら、仮にこの国会の了解が得られるならば、大臣があらしたにでも北京へ飛んでこのことに関して話をつけて帰ってくるというくらい条件が整つておるかどうかが非常に問題だと思ひるのでございまして。そこで、大臣個人の願望というか御熱意ということではなく、大臣自身が与党の内部あるいは政府全体の意思を大臣の御発言の熱意と同じように固めるということに対して、大臣自身はどのように決意をしておられるのでしょうか。

○鳩山国務大臣 私自身の行動でございましてけれども、日中間にはいろいろな問題がございまして、また、海洋法関係につきましても、今後の二三百

里時代を迎えまして、中国側の見解等につきましてもいろいろお話し合ひをすべきときが来ると思つております。そういう意味におきまして、いつの時点においてそのような行動ができるかという点につきましては、なお政府・与党の御意見も伺いました上で、これは当然のことではあります。政府といたしまして態度を決めていただきたい、このように考えております。

○大成委員 新聞の伝えるところによりまして、近く内閣改造もあるとか言つております。私は、有能な外務大臣でありますから、次期内閣においても外務大臣として留任されるのではないかと推察いたしますが、大臣の御父君がかつてあの不自由な体を押してモスクワに飛んで決断をされた、このことを考えたときに、日中平和条約締結のこの日韓大陸棚協定に関する中国側の理解を得るといふこの国の重要な決断に対して、大臣自身が個人的な願望とかそういうことでなく、御父君のあのモスクワに飛んだ情熱に負けないような決断をすべきだ、そのように考えるわけですが、もう一回御決意を承りたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 私自身は、昨日も申し上げましたとおり、なるべく早い機会に訪中をいたしたいと考えておることは、率直なところそのとおりであります。この点につきましては、やはり日中間に最大の懸案事項がございまして、これらの点につきましても、党、政府一体としてこれははつきりした方針を決めていただいた上で行動すべきものと、このように考えております。

○大成委員 さらに、執拗に申し上げて恐縮ですが、私たちは九月に、各党代表、日中議連で訪中をいたしました。鄧小平さんにも会いましたし、いま日本に来ております張香山さんにも会いました。特に、張香山さんとの政治会談の中で、この張香山さんが、いわゆる中国外務部側の見解として日韓大陸棚協定は不法であり無効である、こういった立場を、私は中日友好協会の立場であるがそれを支持する、こういうことでそのことを強く言われたわけであります。

同時に、公明党の渡部副団長は、この日、韓中のゼロ地点に境界を引いたこの協定に対して、その後の世界の海洋法の趨勢や、あるいはこの大陸棚理論、二百海里経済水域、こういったことに關して正々堂々と日本の立場を主張されて、そして説明をされたわけです。これに対して中国側から、張香山さんからはこれといった反論も異論もなかったように私は記憶いたしておるわけであります。これは日本の国会議員の代表として当然のことだと思ひますし、渡部副団長の勇氣を私は評価をしたいと思います。

一方、新自由クラブの訪中河野代表が同じように鄧小平さんに会つたときに、漁業協定の問題に触れました。それで、この漁業協定の更新に対して条理にかなつた解決の仕方をするということをおの鄧小平さんは言つておられたわけでございまして。すなわち、原則は立てるけれどもこの誠意と熱意のある話し合ひには必ずこたえてくれる、そういう印象というか心証を持つて私たちは帰つてきたわけであります。

そういう私たちが北京に乗り込んでいつて得た印象からしまして、私は先ほど来、この大臣の決断あるいは福田総理大臣の決断というものをこの際必要とするということを申し上げておるわけであります。

そこで、昨日来何回かの議論がなされておりますけれども、四十九年の一月三十日にこの協定が結ばれました。その当時の外務大臣はどなたでしたでしょうか。

○鳩山国務大臣 大平外務大臣でございました。

○大成委員 当時、大平さんが外務大臣であつたとするならば、昨日の議論もありましたが、この協定を結んだ段階で中国側に円満な理解を得べきであつた、このように私は考えます。しかしながら、この鄧小平さんも、大平さんによろしくという言葉を言つておられるわけでありますから、私は、大平さんに対する中国の信頼は厚いと考えております。これは私個人の見解ですが、考えております。これは、大平さんがそれほど中国の信頼

を得ておられるというならば、大平さん自身も当時の責任者として、この大陸棚協定に対して中国側の円満な理解を得るための努力をいまずべきだ、私はそのように考えるわけでありませう。

外野席から見物しているという立場じゃない、私はそのように考えますが、その当時の外務大臣としての責任者である自民党の幹事長である大平さんと、このことに対して外務大臣は何かお話し合いをされておられますか。

○鳩山国務大臣 大平さんはいま党の幹事長でございまして、私も担当が緊密な連絡をとりながら仕事を進めておるといのが実際のところでございます。私自身直接にお話し合いをしたという事ではございません。

○大委員長 私は、当時の外務大臣としてのこの責任者である大平現幹事長と、直ちにこの協議をなされるのが至当ではないかと思ひます。それによつて大平幹事長としての高次元の政治的な判断も出てくるのではないだろうか、このように考えます。協定を結んだ責任のある外務大臣として、その結果が、隣国に対するこの不手際が、いま鳩山外務大臣がこうやって苦労されておるとい立場でありますから、当然そのことは現鳩山大臣としても大平さんと率直な話し合いをすべきだ、このことを要請をいたしたいと思ひます。

さてそこで、昨日来いろいろ質疑が重ねられておりましたが、日本外務省がいままでこのことのために外交チャンネルを通じてどのような努力をしてきたかということに対してであります。結論から申し上げて、きわめて不十分だと思ひます。このことは、私たちが北京に参りまして、日本大使館での佐藤大使や公使ともいろいろお話をした心証からしても、私たちは、十分誠意と熱意を持って努力をしたという評価にはならないやうな気がいたすわけでありませう。ということは、会うべく会見を申し込んだけれども会えなかつたとか、そんな程度でこの問題が処理されてきたというところに問題があります。御承知のとおり、自民党の先輩の皆さんの中にも、中国とは非常に

親密な太いパイプを持つておられる方々もおられるわけでありまして、そういう方々を通じてなせもつと外交的な努力をされなかつたかということが非常に惜しまれるわけでございます。

そこでニューヨークでの黄華外務部長との会談の中で、この大陸棚の問題に関して話し合いの糸口は何か求められたのでしょうか。

○鳩山国務大臣 ニューヨークにおきます黄華外務部長との会談でございすけれども、これは当初から、九月二十九日、共同声明が発表されて五周年ということで、五周年のお祝いということでお会いしたわけでございます。そして当然そのために交渉というやうなことは一切しない、こういう前提のもとにお会いをいたしました。いろいろなことについてお話をいたしました。その内容は多岐にわたつたわけでございます。しかし、交渉というやうなことはいたさなかつた、このやうに御理解をいただきたいと思ひます。

○大委員長 いま外務省がわが国にお招きしております張香山さんを初め中国のお客さんがおられるわけでありませう。もちろん張香山さんは外務部の責任者ではありません。ありませんが、この張香山さんと総理大臣もお会いになりますし、もちろん大臣もお会いになられると思ひます。保利議長の目にかかられるでしようが、いま日本においてになる張香山さんを通じてこのことに対する何らかのアプローチというものは何もないのでしょうか。

○鳩山国務大臣 この問題につきましては、私も外交ルートを通じて、そしてやはり先方に赴いて礼を尽くして一度詳細な説明をいたしたい、時間をかけて御説明をいたしたい、このやうに考えております。内容が、なかなかこれは経過もあり、大変簡単な説明ではできないことでございますので、これはある程度の時間をたっぷり用意した上でお話をすべきものというふうに考えておるのでございます。

○大委員長 いま北京におられる佐藤大使は、鄧小平副主席にはまだ一回もお目にかかつておられないでございす。私は、少なくともこれだけ日本国内の問題として大きな問題になっておるとするならば、佐藤大使が何らかのチャンネルを通じて鄧小平さんに会つてこの問題を話すというぐらゐのこと、あるいは大臣が北京に行つてその責任者と直接すぐ話がでるというチャンネルは、いままぐくくしなければならぬと思ひますが、この点についての考え方を承りたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 この問題につきましてはこれから日本政府としていかなる段取りでもう一度先方の理解を求めるといふことにつきまして、いろいろな御意見を伺ひましたが、その御意見も参考とさせていただきます。そして私もいたしまして最善の道を選びたいと思つております。

○大委員長 私は、なぜこのことを申し上げるかといふと、明春、もう一月に改正されなければならぬ日中間の漁業協定の更新、それから、福田総理大臣がアヒルの水かきという言葉を表現しておられますが、幾らか水かきを動かし出したというこの日中平和条約の締結に対する態度、こゝういったことを考えたときに、このことは非常に重大な問題だと思ふのです。

○大委員長 私は、この漁業協定の更新あるいは平和条約の締結の実務交渉の中で、この日韓大陸棚の問題は必ず出てくると私は思ふのです。必ず出てくる。覇権問題と同様、この日韓大陸棚共同開発の問題は避けて通れない問題だと思ふのです。国内法を通すためにどうかといふことよりは、そういう日中間の基本的な問題、この土台石を築く上において避けて通れない問題だといふ認識の上に立つて、私はもつと高次元の対処が速やかになされるべきだといふ考え方を持つておるわけでありませう。そのことによつて、この国内法の問題はある程度——ある程度と申しませう、その大部分が理解と納得が得られるに至るのではないだろうか、このやうに考えるわけでありませうが、それらの考え方に對する外務大臣としての御所見を承りたいと思ひます。

○鳩山国務大臣 本件の扱いは、やはりこれは中国がいわゆる自然延長、中国の大きな大陸に沿つて

て広大に発達しております大陸棚、これにつきまして中国の主権というものの行使を考えておるといふところにあると思ひます。そのこと自体につきまして、私も、当然同じ大陸棚に乗つておる日本と中国あるいは朝鮮半島、これらは同じ大陸棚に乗つておるのだ、このやうな見解を持つておるわけで、当然中間線で区分されるべきものであるという解釈をとつておるわけでございます。したがういふしまして、その点につきましては日本といたしまして変えることのできない主張をいたしておるわけでございます。そういう見解で、それが国際法に基づくものであるといふことで、そういう理論構成の上に立つて日本は韓国と話し合いをし、共同開発ということに踏み切つたわけでございます。したがういふしまして、このことと日中間の最大の懸案であります平和友好条約の問題とは、私は全く別個の問題であるといふやうに考えております。

ただ、時期的にこの両者が同時にいふ問題として提起され、この二つの問題につきまして、外交当局者といたしましてはこの二つの問題を解決をいたしたい、このやうに考えておるところでございます。その点につきまして努力をいたしたいといふことでございす。関係がありませんが、時期的に同じ時期に大きな問題が二つある、こゝういふことで御理解を賜りたいのであります。

○大委員長 意見を大臣と異にするので恐縮とは思ひますが、私もやはり中国の原則は曲げておらないと思ひます。曲げない国だと思ひます。このことは、この平和条約の基本的な問題については、やはり中国の主権にかかわる問題が幾つか絡んでおると思ふのです。また、中国側がこの問題に對して不法であり、無効だといふ言ひ方は、すなわち中国の主権にかかわる問題だからさういふ言ひ方をしておると私は思ふのです。ですから、外務省的な発想や理解で、平和条約と大陸棚の問題とは別だ、この協定の問題とは別だといふやういふ考え方は、私はこの問題はうまいくない、このやうに思ふのであります。これは個

人的な見解でございますが、その点は十分ひとつ中国の立場というものをとやはり研究をされる必要があるのではないか、このように思っています。

その一つのあらわれというか、その主張として、以下御質問申し上げますが、未解決の問題になつております尖閣列島周辺海域に対する日中間の海洋主権の調整の問題であります。この問題について日本外務省としてどのようにお考えになつておられるか、承りたいわけでありまして。

この尖閣列島に関しては、日中間ではこれはたな上げになつておるような状態でありまして。魚釣島の帰趨についてもまだその領有権については決着を見ておられない。これから平和条約の中でこういった問題も処理していかねばならないといったこととございましょう。また同時に、エカフエの調査等からしましても、昨日来の議論もありませんが、この尖閣列島周辺の海域のいわゆるエネルギー資源というものはむしろ大陸棚の共同開発区域よりはるかに濃厚である、こういう情報等もあるわけでありまして。これには若干台湾の問題も絡んでおりますけれども、ともかくこの尖閣列島周辺海域の中国との調整に関する日本側の基本的な立場はどのようにお考えでしょうか。このことはまた平和条約との絡みとも無関係でしようか。

○中江政府委員 尖閣諸島がどの面から見ましても日本の固有の領土であるという主張の根拠については、先生も先刻御承知のとおりだと思いますので、あえて繰り返しません。一番最初に私もこの尖閣諸島について政府としての行動をとりましたのは明治十八年でございます。それに対して、この尖閣諸島について最初に、これは自分のものだということを唱えた日本以外の意思表明というものは、最初が一九七一年の六月十一日に台湾の外交部がそういう声明を出した。その次が一九七一年の十二月三十日に中華人民共和国の外交部声明。明治十八年から一九七一年までの間、いずれの国も、いずれの日本以外の者もこれ

に対する領有を主張したことがなかった。この長い期間の間でなせ七一年になつてそういうことが起きたかというものは、いま先生もおっしゃいましたエカフエの調査というものがどうも影響を及ぼしたのではないかと、そういうのが客観的な事実でございます。

そういう日本以外の国があつた尖閣諸島は日本のものではないという意図を表明いたしました一九七一年ごろに、日本の中でこういうことが行われたかというのを御参考までにこの機会に申し上げておきたいのは、一九七二年の三月三日に琉球政府の立法院が、尖閣列島が日本の領土であることは明白な事実であつて領土権を争う余地はない、こういうことを決定しておりますし、外務省の基本見解は七二年の三月八日に、これは当然のことですが、日本の領土である。また自由民主党は、昭和四十七年、つまり七二年の三月二十八日に尖閣諸島は領有権がわが国にあることはきわめて明瞭であることを確認する。また日本共産党は、一九七二年の三月三十一日の赤旗の中で、共産党の見解といたしまして、尖閣列島が日本の領土であることは明らかであるということを公にしておられますし、また日本社会党は、一九七二年四月十九日の社会新報の中で社会党見解を公表しておられますが、わが党は尖閣列島は国際法上日本の領土の一部であると考え。与野党を挙げましてこの時期に尖閣諸島は日本のものである、そういう公式見解を出しておるわけです。

したがって、日本の原則的な考え方は、この尖閣諸島は日本の領土であることに疑いがない、その姿勢に変わりはないと見えます。そしてまた、現実の問題といたしまして、竹島とか北方領土と違ひまして、尖閣諸島につきましては日本の行政権が実効的に行われているというのが現状でございますので、いまの日本政府の立場からいたしますと、日本の原則的立場とそれを実効支配している現状とは完全に一致している。そういう意味では、ここに顕在化された紛争なり領土権の争いというものはないという立場でございます。それ

に対して中国がどういふふうになつて臨んでいるかということは、現実をごらんになつて御承知のとおりでございます。

○大蔵委員 私は、中江局長のいまの立場とか物の考え方というものは正しいし、また、われわれ日本の利益としても当然そうあるべきだと思います。

ただ、これは条約関係でしょうか、法律的な見解を承りますが、魚釣島は無人島です。無人島については二百海里の権限を主張することができないというふうな国際海洋法の一つの原則というか申し合わせみたいなものがあるようですが、この点はどうか。

○井口説明員 お答え申し上げます。

実は、海洋法で確かに島の問題が現在討議されておまして、これは最終的には確定いたしておりません。それで主張としては、人の居住し得ないあるいは経済生活を維持し得ない岩というものがあるが、経済生活を持て得ない岩というものが居住し得ないかどうかという点について客観的な決定をするということが実はむずかしいございまして、従来の国際法では、岩といふものすべて居住の有無にかかわらず大陸棚を持つというたてまえてございまして、この点についてはまだ議論が進行しているわけでございますけれども、やはり岩といふものを区別して、経済水域、大陸棚を持てないとか、あるいは領海をしながら大陸棚、経済水域を持てないというふうなことはいろいろ無理があるということとございまして、現に多くの国の国内法では、現在この無人島の岩といふものも経済水域、大陸棚を持つという形で規定されているわけでございます。

○大蔵委員 岩であつても無人島であつても大陸棚や水域を主張できるという解釈になりますと、竹島の問題もいろいろ引つかかってくると思うのです。また、中国側との尖閣列島周辺の水域の主権をお互いに話し合うというその対等の立場というものが、そういういまのような御説明で中国

側を納得させることができるかどうか、その辺のところの根拠はもう少し持つていかないといけないような気がいたします。

ということは、大陸棚協定の問題がもしこじれた場合、あるいはさらにこれ以上日本の誠意と努力が足らなかつた場合に、ベトナム水域の問題のように、中国が先に二百海里の水域宣言をしたという場合に、日本の立場が非常に苦しくなるような気がいたすわけでありまして、このことについて外務大臣、どのようにお考えでしょうか。

○鳩山国務大臣 先ほど中江アジア局長がお答え申し上げましたとおり、尖閣列島につきましては歴史的にも日本の領土である、また、現実に実効支配をしている領土である、このように考えておるところでございます。したがって、この問題につきましても中国側の主張がありますけれども、私どももいたしまして、この問題は日本の領土と、こう考えて対処いたします、こういうことで一貫をいたしておるわけでありまして。

○大蔵委員 論議のあるところでありまして、時間がありませんから、先に進めさせていただきます。次に、本法の国内法の三十六条に、通産、農林両大臣が協議して指定するという「漁業生産上重要な魚礁」に該当する地域、個所の問題があります。この協定に対する反対の一つの理由として、漁業被害あるいは水域汚染といった問題があるわけでございます。

そこで、この三十六条の「重要な魚礁」、昨日の水産庁の御答弁では、根の魚としてはレンコダイぐらいなものだといふふうな話でございましたけれども、水産庁としては、この協定が四十九年からでございますから、この間、この水域内の海底の構造あるいは魚礁といわれるようなその実態、そういったものは具体的に把握をしておられるはずだ、このように思ふわけでありまして、その「重要な魚礁」、いわゆる通産大臣が農林大臣と協議をして指定から除外するという区域はもうわかつておると思うのです。この内容をひとつ

お聞きしたいと思います。 具体的な個所の指定でございまして、概念としての話はいまここで承りまして、この個所の明示については図面でお示しをいただけるならば図面でお示しをいただきたい、このように思います。

○恩田政府委員　魚礁の分布の問題でございますが、この開発区域内の海底の地形を大体申し上げますと、南部に大体水深千メートルの線を中心といたしました海溝がございます。この流れに沿っていまして上昇流が起つておる。それからさらに、この区域の中央南北に水深二百メートルの線が通っておりまして、この周辺両側を魚礁の群が帯状に分布しております。さらにこの西側は一応平坦にはなっておりますが、ところどころに魚礁が存在しておる、大体の状況はそのような状況になっておるわけでございます。

私どもとしては、大體の状況を現在そのように把握しておるわけでございまして、今後通産省とも十分協議をしながら個所の指定をしてまいりたい、その際、いろいろな漁民あるいは学識経験者等の意見も十分聞いてまいりたいと考えておる次第でございませう。

○大成委員 委員長にお願いいたしますが、ただいまの魚礁の分布状況というものは非常に重大なな問題でございますので、本委員会に資料として、概略図というか概要図で結構ですが、ひとつお示しいただくようにお願いを申し上げます。

次にこの三十一條四項の問題について通産大臣に承りたいと思うのでございますが、この三十一條四項には「經濟上の見地からものはや不可能であると認める場合には、兩締約國は、この協定を改正するか又は終了させるかどうかについて協議する。」という規定があるわけであります。このこととは私たちが協定に反対をしたその大きな理由の一つにもなっておるわけであります。山師という言葉がありますけれども、あるかないか掘つてみなければわからぬといった状態のところ一本二十億もするようなボーリングをしていくという

ようなそれが俗に言うどぶ田に金を捨てるとい
うか、そういうわれわれ国民の税金がむだに使
われるというような結果であつてはならないと思
うわけであります。

そういう意味で、そういう心配がないのだという理解のために私はお聞きをするわけでございますけれども、この経済上の見地から不可能であるといずれか一方が認める場合というのは、具体的にお聞きしますけれども、探査の段階でその判断断をされるのですか、それとも探査が終わってさらに採掘を進めるといった段階までもこの経済上の見地というものは及ぶのでしょうか。探査の段階で、これはもう掘ってもむだだ、これはこれ以上金かけてもだめだ、せっかく苦労して協定も国内法も通過させたけれども、やってみたら全く何の足しにもならなかったというような判断があるかも知れません。そういう判断の時期とか経済上の見地から不可能であるというその具体的な評価というかそういうことは、どういふうに通産大臣は表現をされてわれわれを納得させるのでしょうか。

○田中国務大臣 大変むずかしい技術上の問題でございまして、政府委員からお答えいたします。

○村田(三)政府委員 この三十一・四項の規定の解釈の問題といたしましては、「天然資源を採掘することが経済上の見地からもはや不可能であると認める場合」ということの意味ということになつてくるわけでございますが、具体的には、まず探査をいたしまして、石油が全然賦存されておらないという場合がこれに当たると思ひます。それから、賦存しておるけれども経済的に採算がとれるようなものではないという場合が二番目かと思ひます。それから三番目には、賦存されております天然資源をこの協定の有効期間五十年以内に非常に速やかに掘り出してしまつて、もはや残つた部分については採算のとれるものではないといふ判断になつたという場合がこの規定に当たるわけでございます。

そのような場合に、この三十一条の四項が置か

れております理由は、通常はそういう採算がとれないという場合には日韓両国が合意いたしましたしてこの協定をやるわけでございますけれども、場合によって、たとえば韓国の方はまだ採算がとれるという判断があり、日本側の方は採算がとれないという判断の場合には、そこで意見が一致しないわけでございます。

そこで、たとえばの話でございますけれども、日韓両国が話し合ひまして、単独危険負担操業というふうな形もございます。したがって、韓国側が責任を持つてそれでは残りを掘り続けるというようなことを合意する、その場合には当然漁業に関する手当てとかあるいは汚染の防止とか、そういうことに關しましては、この協定で詳細に取り決めておりますようないろいろな保障措置がちゃんと適用されないと困りますので、協定は依然として有効にする、こういうのがこの規定の趣旨でございます。

○大成委員　重ねて御質問申し上げますが、いまの解釈の中の一番組と二番組が問題だと思うのです。探查の段階でいろいろ調査をした結果、これはもうやつてもしょうがない、資源の賦存性からいっても採算性からいっても意味はない、こういう判断を探查の段階でしたときに、すなわち八年以内においてこの協定は無効になる、やめようではないか、そういうことはあり得るということでしょうか。

○村田(良)政府委員 純粹に理論的な問題といいたしましては、そのような事態もあり得るということかとでございますが、現実にはそういう事態は非常にと想定されないのではないかとというふうに考えます。

○大成委員 現実的に想定されないというお言葉の根拠はどういうことでしょうか。

○村田(良)政府委員 私は、その方の専門家でございませぬけれども、エカフエの調査等によりましてこの区域には相当の石油の賦存量があるというところでございますし、また、そういった判断から両国がこの協定を結んだものでございます。

で、全然採算がとれないということになるケースは少ないのではないかとというふうに考えて、そのように申し上げた次第でございます。

○大成委員 これはひとつエネルギー庁長官にお願いをしたいと思いますが、昨日長官からいろいろなリスクの問題等がありました、また、その確率の問題等のお話もありました。このエカフェの調査やいま鉱区を設定している関係会社の物理探査その他によって、技術屋さんの見解としてあり得るという一つの根拠は、私は決してそれを無視することを書いておりません。しかしながら、現実の問題として、あるかないかは、採算がとれるかとれないかといったことは、常磐沖と同じように穴をあけてみなければわからないと思うのです。そういうことだと理解するわけですが、私、素人でわかりませんけれども、その探査段階、すなわち八年間の探査段階で、あるいは八年までいかないで二年か三年やってみたところ、これはどうも考えた以上に資源がなかった、こういうこともあり得ると思うのですが、エネルギー庁長官のその技術的な見解をひとつ承りたいと思うのです。

○橋本(利)政府委員 いままでの調査で、この地域には石油の賦存の可能性は高いところまでの調査結果は出ております。

ただ、現実の問題といたしましては、まだ本格的な探査探鉱活動がなされておりませんので、特定鉱業権者が決まった上でそれぞれの人たちが、たとえば地震探鉱、重力探鉱、磁力探鉱といったような物探をやり、さらに試掘をやりあるいは探掘をやりといったようなことを重ねまして、どの程度の賦存量があるか、あるいはどの程度可採できるかといったようなことを経済面と照らし合わせて勘案していくという手順になろうかと思ひます。

そういった意味合いも含めまして、いわゆる鉾区の消滅義務と申しますか、二五％ずつ探鉾の結果として賦存性の低いところあるいは商業生産になじまないような鉾区について放棄していくといったような義務をつけておるのもさような観点か

らでございまして、これを要しますに、さらに本格的な探索探鉱活動の結果あるいは試掘の結果、判断すべき問題ではなからうかと思ひます。

○大成委員 八年後にエネルギー庁長官がまだ御健在で長官をやっておられるかどうか、私はわかりませんよ。わかりませんけれども、責任あるお言葉として承りたいのですが、この三十一條四項を發動して、そうしてこの協定は全くむだなことであつた、むだなことになつたというか、要するに両国においても破棄するといった事態が絶対にないことではないというふうに思われますか、そんなことは絶対ないということではございまいしょうか。

○橋本(利)政府委員 非常にお答えづらい御指摘でございまして、御承知のように、世界的に見ましてボーリングの成功率というのは一八%でございまして。それから油田としての成功率は二・七%と言われております。さうしてリスクの大きい問題であるわけでございまして。したがひまして、先ほど申し上げましたように、その地域、鉱区につきましては探索活動、試掘活動をやつた上でないと何とも言えないというのが、むしろ現実ではなからうかと思ひわけでございまして。

○大成委員 現実の話はよくわかるのですけれども、三十一條四項の發動によつて日韓間の共同開発事業というものはやめになるということもあり得るというふうな理解をしてよろしうございませうか。

○橋本(利)政府委員 理論的に申し上げるとさういうことにならうかと思ひますが、ただ、いままでいろいろなエカフェだとかあるいは東海大学がこゝういった地域で調査もやっております。その調査で見ると、石油の賦存の多い新第三紀層の厚い堆積盆があるというふうには言われております。これは石油の常識からいいますと、一応石油の賦存の可能な高い地域であるというふうに申し上げていいかと思ひます。また、私といたしましては、わが国に対する石油の安定供給の確保という立場からいまして、こゝういった御指摘の第四項

が發動されないで必ず有望な鉱区に当たるように期待すると同時に、その方向で努力すべきだ、かように考えております。

○大成委員 以上で私の質問は終わりますが、質問を終わるに当たりまして、これは要望として申し上げておきたいと思うのですが、この協定の問題は、私は、やはり目先の日中漁業協定あるいは平和条約との絡みの中で当然解決されなければならぬ問題だと理解をいたします。特に北京で責任ある立場の方々と話し合いをしたその心証からしても、さういったふうには考えられてならないのでございまして。

そこで私は、この国内法の問題にはいろいろな問題点がありますけれども、それらをいろいろ整理をしまひまして、大臣なりあるいは内閣総理大臣なりの高次元の外交努力によつて、政府みずからの努力によつて、いますぐにでもこの国民の疑惑なり多くの反対している人々を説得させるに足る踏み台はつくることができるといふふうにか考へるのです。ですから、さういふ外交努力といふものをぜひひとつ次元の高い問題としてお取り扱ひをいただきたい。本当ならば内閣総理大臣をここに呼んで、責任ある答弁をお聞きしたいところではございませうけれども、それができないので、このことを大臣を通じて御要望を申し上げます。おきたいと思ひます。

それから、最後にもう一つ。やはりこの協定に反対する大きな問題点としての日韓の疑惑の問題があります。この日韓の黒い霧の疑惑の問題、金炯旭証人の問題、こゝういったこともやはりこの協定に深いかかり合ひを持つております。したがひまして、この日韓間の疑惑の究明のために政府みずから積極的な努力をされることを要望いたします。私の質問を終わります。(拍手)

○中島(源)委員長代理 林義郎君。

○林義委員 日韓大陸棚の法律案に関しまして質問するに当たりまして、まず通産大臣に最初にお尋ねいたしたいのですが、きょうの東京為替市場、相場が幾らになりましたか、御存じでござい

ましようか。

○田中(務)大臣 この委員会の審議の最中も先ほど情報がございまして、二百四十五円ということ、また本日は、本省におきましてはこの円為替の対策の協議をたいたいまも推進本部でいたしております。

○林(義)委員 私の知つておるところでは、寄つて二百四十六円五十銭で、昨日のニューヨークの市場の相場と同じであります。始まりまして、終わり値は二百四十七円五十銭と少し持ち直しておるといふことであります。ただ、大変に為替相場が変動しておる。早急に円対策でいろいろおやりにならないけれども、基本的には、国際的に為替市場が動いておるといふのは国際経済が非常に動乱をしておることだらうと私は思ふのです。そこを直していかなければ、為替だけ直せと言つたところではなかなか直らない問題があると思ふのです。

こうした動乱の一つの問題といふのは、アメリカ経済の力が相対的に弱まつてきたことも一つの原因である。と同時に、日本の相場が非常に上がつておるといふのは、日本の貿易関係が非常によろしいといふことですが、もう一つ忘れてならないのは、いわゆるオイルダラーといふものが大変なフロートをしておる、いろいろな形で動いておるところにこの問題があるのではないかと、こゝう私は思ふのです。私は、オイルダラーがあれだけたまつちやつた、この問題に対して政府の方もはっきりした対策を打ち出されることが必要だろうと思ひますけれども、外務大臣は大変な御経験者でございまして、通産大臣は担当の方でもございしますが、両大臣、オイルダラー対策、あるいはオイルダラーといふものをわれわれとしてどういふふうにか考へたらいいのか、この辺について御見解があれば賜りたい。

○鳩山(内)大臣 御指摘のように、オイルダラーと申しますか、産油国、こゝしは四百億ドルくらいじゃないかといふふうには言われておるわけでございます。黒字の額として四百億といふような数

字が言われておりますが、この問題に対処することが国際金融上の最大の問題点である、そのために、IMFにおきまして、このオイルダラーを何とか公的な資金に使うことが市場を安定させることではなからうか、従来のオイルダラーが民間の私企業ベースの、まあ銀行ベースの金融で動くといふことが世界の経済に大きな不安定要因になるといふことではありますので、これを何とかIMFという機構を通じて、そして資金の不足国にこのオイルダラーが公的な機関を通じて流れるようにという方向で世界の国々とともに努力をしてきたと思つております。

しかし、結果におきまして、非常に莫大な金額が公的な資金に、石油生産国がきつめて大きな金額を協力できるということもなかなかむずかしい、やはり主要先進国と同じような立場で協力をするといふようなことになつてきつたところに見ておるところでございまして、その点につきまして、なお一層、国際金融の面でIMF等を通じてオイルダラーの活用ということに、今後とも世界全体として努力をしていただきたいといふふうには私自身は考へております。

○林(義)委員 日本もスリー・エンジン・カンパニーと言われるぐらいの国でありますし、この変動のときにおきまして相場が非常に上がつておるといふような事態から考へますと、単にその国がどうやるといふことではなくて、日本としても必分の協力をしていかなければならない立場にあると思ひます。

その問題はあるんですが、やはり何といつたところで油の問題というのが世界的な問題だろう、また日本としても、こゝしは少し少ないですけれども、三億キロリットルに近い油を買つておるわけでございますから、この油の値段、または油によつて得られたところのプロフィット、あるいは油によつて得られたところのたまつた資金、その問題についてわれわれとしても十分な関心を持つていかなければならないと思ひます。残念ながら、わが国には、国内にあるところの

油田というのは非常に少ないわけでございますから、やはり何とかして安定を図っていくためには、日本独自としても海外にいろいろの資源、開発油田を持たなければならぬ、それでなければ、中近東その他の諸国の油にのみ依存しておいたのではどうにもならないだろう、日本経済の安定というものを考えたときには、そういう形で日本が相当な形で油田を海外に持つていくということがどうしても必要なことではないか、私はそういうふうに考えますけれども、この辺は通産大臣も当然同じように考えていただけるだろうと思ひますが、いかがでございますか。

○田中首相 たいま冒頭に仰せられましたオイルダラーの問題はまことに重大な問題でもございまして、われわれは、オイルダラーのリサイクルという問題もやはり考えなければならぬ、同時に、今日の円の黒字とアメリカの赤字という問題、これが非常な問題でございます。

そこで、いまの油の問題でございますが、われわれといたしましては、九九・七％を海外に依存しておるといふ関係からいたしまして、何としてでも安定した供給がなければならぬ。少なくとも今日の日本は五百万バレル・パー・デー、約八十万キロリットルぐらゐを毎日消費いたすのであります。これの供給を安定させますためには、自主開発という問題も一生懸命にやっておりますことは御案内のとおりであります。まずもつて国内の油田の開発、さらにまた近隣の油田の開発、こういう点から今回のオハの油田のわきのサハリン油田なんというのは非常にわれわれは喜んでおる次第であります。同時にまた、この九州に近接いたしました大陸棚の油田、これに対しても、もしこれが成功裏に相当なものが出ますれば、ちょうどイギリスが北海の油田によりまして今日は三分の一を自給する、三年後にはイギリスはもう油を海外から買わなくてもいいのだというほどのあの姿を見まして、われわれは今日の大陸棚問題につきましては、共同開発につきまして真剣な御審議を願つておるような次第でございます。

す。

○林(義)委員 私は一般論として、やはり日本がいろいろなところで資源を多角化していくということが必要だと思ふのです。日本の近海でございまして、近海というのか、これは共同開発海域でございまして、日本の二百海里の中だろう、こう思ひますけれども、ここでもいろいろとやつていくということもその中の一つとして取り上げるといふ考え方でやつていくのが、たまたま地域が狭いからやつていく、この地域でやつた方がいゝ——地域が遠いところでも私はやはり日本としては、開発をすべきだろう、こう思ふのです。そこに、たまたま日本の非常に近いところにあるから開発をするといふことのメリットが一体あるのかないのか。特にその辺の近いところでやるから遠いところよりやるのはいいんだ——それは運搬費は違ひますよ。違ひますが、そういうことでなく、近いところにあるところの政治的な意義といふのは一体どういふところにあるのでしょうか。これはエネルギー庁長官の方がよろしいだろうと思ひますから、お願いいたします。

○橋本(利)政府委員 直接お答えいたします前に、一言申し上げたいのでございますが、やはり日本の経済がGNP六％程度の年率で成長していくということがどうしても必要だと思ふわけでございます。そのために必要とするエネルギーは、あらゆる努力を払つて確保しなければならぬ。ということとは、一つのエネルギーあるいは一つの地域にへんばして依存するということだけでは足りないわけでございます。石油以外の代替エネルギーあるいは国産エネルギーも積極的に開発し、活用していくということも必要だと思ひます。ただ、そのような場合におきましても、石油に対する依存度というものはなかなか低減することとはむずかしい。現在時点で約七三％を一次エネルギーの中で石油に依存いたしております。将来、昭和六十年の時点におきまして、かなりの省エネルギー努力、あるいは代替エネルギーの開発をいたしましても、なお四億三千二百万キロリットル、全体に対して六五％のウェイトから脱却し得ないというのがわが国における石油のエネルギー構造における位置づけにならうかと思ひます。

かような石油につきまして、いま近間の方がいいのがあるいは遠くてもいいのかという御指摘であつたわけでございますが、私はいずれも必要だと思ひます。と申しますのは、世界的にエネルギーの供給が不安定化してきている、あるいは高価格化してきておるといふのが一般的な現象でございまして、そういう意味におきましては、今後ともOPECにその増産を期待するところが大きいわけでございますが、あらゆる努力を払つて世界各地において石油の開発を進めていくということは、世界経済全体の立場においても非常に必要なことだと思ひます。

その限りにおきまして日本の近くで開発するといふことは、これまた供給総量としてふやしていくという意味で、遠隔の地における供給能力の増加といふことと結びつくわけでございますが、さらにわが国の立場に立つて考えますと、近くにあるといふことはやはり緊急事態に對して対処しやすい、開発しながらもそれは備蓄的な機能も持つておるといふことでございまして、一方、五十四年度末を目標に九十日備蓄を進めてはおりますが、近くにある、特に周辺の大連棚において開発された油といふものは、そのまゝが備蓄効果も持つておる、こういう意味合いもございまして、さらに近くで掘つた方がメリットも大きいということにならうかと思ひわけでございます。

そういうところから、御承知のように、石油開発公団における助成にいたしまして、海外におきましては現在原則として投融資率は五〇％になつておりますが、周辺大連棚においては七〇％までを上限として投融資し得ることになつております。

こういつた面も含めまして、全体としての石油開発の推進、特に近隣における石油の開発といふことは、また一段と重要ではなからうか、かよう

に考えるわけでございます。

○林(義)委員 政策の方向といたしまして、海外で石油を買つてくるよりは海外で自分で開発をした石油を持つた方がよりベターであらう、さらに近隣のところにおいて石油を開発した方が備蓄効果等も考えられるからいいだろう、こういうような御判断だろうと私は思ふのです。

そこで、問題になつてまいりますところの日韓大陸棚協定でございますが、実はこれはエカフエの方で調べて、この辺に有望な油田がありそう、いろいろお話があつたのですが、尖閣列島周辺にも有望な油田がありそう。それからエカフエの調査ではないのですが、中国大陸もだんだんと青島の方から先の方にどうもありそう。一体、全体の図形としてどの辺に油の賦存状況があるのかといふのは御説明できますか。

一説によりますと、これは俗説かもしれませんが、エビがとれるところには必ず石油が掘れるのだ、こういうふうな話があるのです。たとえばメキシコとかベネズエラの沖ですね。その辺というのはたくさんエビがとれるのです。日本でもこの辺から買つてゐる。そういうふうな話ですが、一体、どの辺にあるのか、この辺、通産省は何か調べられたことがありますか。

○古田(政府)委員 エビとの関係は明確でございせんが、世界的に見まして、現在原油の生産をしております地層は、その大部分が第三紀層あるいは白亜紀層といふふうな言われております。この日韓共同開発区域を含みます沖繩から九州西側海域につきましては、先生御指摘のとおり、一九六八年にエカフエがスズバカー方式による調査をしたわけでございます。その結果、ただいま言ひました有力な地層のうち、新第三紀層が非常に厚く堆積しているということが言われております。したがって、地質的な一般的言い方にとどまりませんが、この海域におきましては非常に石油の賦存の可能性が高いのではないかとということが言われております。現にエカフエの報告の中

でも、台湾と日本との間に横たわる浅海底は、将来一つの世界的な産油地域となるであろうと期待されるというふうな表現となっております。

したがって、私もとしまして、南の方がある、あるいは北の方が有望かということ、厳密には言えませんが、いざいざとしまして、この共同開発区域を含みます一帯が、非常に有力な産油地帯になる可能性が高いというふうに考えているわけでございます。

○林(義)委員 尖閣列島周辺とこの日韓大陸棚のところでは、どちらが確立が高いのですか。

○古田政府委員 エカフエの調査によりますと、尖閣列島の周辺の方が北の方よりも堆積層の厚さが厚いということが言われております。ただし、エカフエの調査は先ほど言いましたようにスパーカーによります調査で、しかも出力が三万ジュールという比較的弱い出力のものでございましたので、海底下二千メートル程度までの様子しかわからなかったということが言われております。

その後、一部企業で北の方につきましの音波探査も行われておりますが、それらの結果も踏まえて考えますと、北の方が南の方より可能性が薄いか、あるいは堆積層の厚さがエカフエの言うような形に南が厚くて北に薄くなっているというふうなことは、結論的には言えないのではないかと私は思っております。現在のところ、私もとしましては、あの海域一帯が全体として可能性が高いというふうに考えているわけでございます。

○林(義)委員 物理的あるいは地理学的にどうだという問題がありまして、現実には話を進めていくのは、それぞれの関係の国といろいろ相談をしていかなければならない。これは人間が仕事をやるわけですから当然のことです。尖閣列島というところになれば、当然中国との関係も出てまいりますし、台湾との関係も無視できない問題があると思います。やはりそういつた話し合いのついたところから現実的に解決を図っていくかなければならない問題だろうと思ひますし、今回のこの日韓大陸棚の問題でございませう、当委員会

の御質問を聞いておりました、やはり中国との関係あるいは朝鮮民主主義人民共和国との関係をどうするか、その辺がどうだというふうな御質問がたくさん出ております。

中国との関係で、日中平和条約を結ばなければならぬというところが毎日のごとく新聞に出ています。私は、中国との関係で早く平和条約を締結しなければならぬという考え方を持っているものでございませうが、やはりこれは友好親善を旨とした問題である。と同時に、伝えられるところによりますと、覇権主義条項というのがいろいろと議論になっておるようございませう。それで、中国との間の平和条約を結ぶ、これからの長いつき合いをいかにしなければならぬ、友好親善を旨とする、こういうことであるが、事資源の問題に關して、あるいは事資源の問題に關して日本と中国との関係を言うならば、日本は資源がない国でございませうから、中国のいろいろな資源を仰がなければならぬ国である。あれだけの広い面積でありますし、たくさん資源を持っている。現に、石油も相当に買っている、こういうふうな話にしております。

では、一体中国というのはこれからどういうふうな発展していくかということも考えてみなければならぬだろうと思ひます。それは、いわゆる四人組追放の問題からいたしまして、最近のいろいろな話では、はつきりしませんが、中国というのはやはり一つの近代化方向というものをはつきりと方向として打ち出している。近代化方向ということになれば、日本に対して必要とするものは機械であり、技術であらう、私はこう思ひます。そういうものの交流というものをやっていくということが基本でなければならぬのではないかと思ひます。そうした意味で、日本はそのほかの長い間の文化的な交流というものがありますから、文化的な交流を続けていくということは当然のことだと思ひます。経済的な問題あるいは資源問題に關連して言うならば、そういったようなパターンというのが相当長く続いて

いくのではないだろうか、こう思ひます。

中国がほかの国に対して戦争をしかけるなどというふうなことは、ちよつと考えられないだろうというふうなことは考えておりますし、そうした意味で、中国側が覇権主義というのに対して反対だということは非常に理解している立場だと私は思ひます。日本側は、覇権主義の問題、これは宮澤三原則というものが言われておりました、まあ宮澤さん、その後何かもうそんな宮澤三原則なんて固執しなくてもよろしい、こういうふうなお考えでありましたが、その辺の考え方、日本が広い意味での経済の問題として、中国に対してあるいは日中条約に対してどういうステータスでこれから話をしていくのかということをおひとつ大臣お聞かせをいただけたらと、こう思ひます。

というのは、お互いの国の話し合いというのは、中国側の言い分を一方的にのむだけでは、私はしょうがないと思ひます。やはり日本としてこれから中国とどうつき合っていくんだという基本方針がはつきりしていなければいかぬと思ひますし、中国とつき合うのであるならば、その近隣諸国とのつき合いをどうしていくんだという基本的な方針というものが私はあるだろうと思ひます。私が考えていますのは、日本というのはこの国ともとにかく平和的にやっていかなければならぬというところがあるだろう。それから、日本はどこの国にも攻めていくということはやらないのです。これはもう当然のことです。そういうふうな原則と、それから、日本はやはり資源がないから、資源をどこかの国に頼らなければならぬというのがある。一つの日本の持っている宿命ではないかと思ひます。そして、平和条約というのは非常に広い意味でありますけれども、外務省当局は一体その辺を、経済外交というのか、そういうものを特にこの中国との条約の問題についてどういうふうな考えておられるのか、その点の基本的なお考えを承りたいと思ひます。

○鳩山國務大臣 ただいま中国との間に、特に経済的な面との関係をどう認識して、今後日中友好親

善を進めてまいる基本的な考えはどうか、こういうお話でございませう。また、平和友好条約につきましてのお話もあつたわけでありませう。

私も、中国との正常化と申しますか、共同声明以来五十年を経過いたしました、きわめて順調に発展を遂げておると考えておりますし、また、経済的な面におきましては、これは日本の経済界も中国との交流の度をますます深めていきつた。そして、日本と中国とは大きな意味で補完関係にあるということもおしやるとおりである。ということで、経済的な面におきまして今日何らの不安もないし、きわめて円滑な方向に向かつて行きてつた。ただ、貿易額等が昨年度は一時減少いたしました。相当な、二割程度の減少をいたしましたわけでありませうが、これは恐らくそのうち一割くらいは回復するであらう、こう見ておるわけでございます。経済界の交流、また経済面におきまして今後の日中間の発展は、私は大いに期待をしてよろしい関係であると思ひます。

条約の問題につきましては、かねがね申し上げておりますように、なるべく速やかに両方の満足し得る形で締結をいたしたい、こういうことで申し上げておるわけでございます。そういう意味で、いま林委員のおっしゃいました特に油の問題につきましては、日本と中国はこれまで大変大きな関係にあり、また、日本からの技術なり設備なりの供給ということも両国のためになることであるというふうな理解をいたしております。

○林(義)委員 日韓大陸棚の問題で中国からいろいろ抗議が出ておる。実は私も、四月八日の日に外務委員会で質問をさせていただきましたが、そのときにも外務省当局からお話がありました。この前国会で条約が承認をされました後におきましてどういうふうな反応があり、私はどうも野党の先生方のお話を聞いておりました、率直に申し上げて、もう少し外務省も積極的にPRをし、積極的に説明をし、誤解を解くような努力が欠けておつたのではないかと印象を受けたわけでありませう。それで、やはりお互いの関係をうまくし

意味でも境界画定を決定するものでもないし、また、大陸棚の主権的権利の主張についての立場を害するものでもないということ、国際法上の立場及びそれに基く将来の最終的な境界画定の余地というものを注意深く残してある、そういうところからも私どもの姿勢を御推察いただけるかと思ひます。

○林義委員　そこで、通産省にお尋ねしますけれども、そういうふうな境界画定をする、五十年の権利を与えてあるわけですね、どこかの会社にやらせるということでしょうか、今度そういう政府間の話し合いが変わってきたときに、民間の会社の持つところの利権というものがあつたが、この利権の方は一体どういふふうな形で修正をするという形になるのでしょうか。

○中江政府委員　協定の適用上の問題といたしましては、それぞれの会社、企業に開発権を認めるに当たりましては、協定にございます小鉱区、小さい鉱区に分けてありますが、その小鉱区に即してそういうことを認可しておるわけですから、もし共同開発区域の大きな境界について変動がありましたときには、それに伴つて小鉱区の修正というものが行われることによつて実際の解決ができるんじゃないか、こういうふうに思ひます。

ただ、先生のおっしゃいますのは、もつと根幹的に、共同開発という発想ではなくて、そのもとにある大陸棚に対する権利主張の範囲が変わつた場合ということならば、これは私どもの考えます限り、いまの国際法あるいは海洋法秩序が新しく確立されました、この地域についていまの共同開発区域が基本から覆るような、そういう新しい大陸棚制度が生まれるということは全く予想しておりません。したがひまして、中国との関係で日、韓、中、の間で新しい境界を画定するという事態が参りまして、それはいまの共同開発区域で前提としております中間線あるいは自然延長の範囲というものを大きく修正しなければならぬ事

態というのは予想されない、こういう考えでございます。

○林(義)委員　そうではなくて、共同開発区域というものを設けたわけなんです。二国間の共同開発区域でありまして、その共同開発区域を区分いたしまして、それぞれの区域で開発権者というものを認めたわけです。開発権者はそれぞれにまた下がつて採算のつとつて企業活動を営む。今度新しい情勢が出てきて、条約ですから政府対政府で話をするわけですが、その政府対政府で話をしたときに、政府の方でどうしてもこゝうしなければならぬという形になったときには、いままで掘つておつたところの石油掘削会社が掘れなくなるような場合とか、あるいは鉱業権を放棄しなければならぬような場合というものは、先ほどの御説明であれば想定されるわけですね。そういう場合には、それは新しい協定としてまたそのときに、たとえばその石油会社に対する補償の問題であるとかどうだということを日本政府がやつていく、こういうことになるというふうに考へてよろしいのでしょうか。

○中江政府委員　私が申し上げております新たに中国とあるいは韓国と話し合つて最終的な境界を画定するというその意味は、境界を画定するだけでございます。したがひまして、その境界が画定されたその中でどういう開発の仕方をするかというの、これはまた別の問題でございますから、いまの日韓大陸棚協定の対象になつてゐる地域は、恐らく日中間で話し合いをいたしまして、結局日韓間で話し合う部分に残される部分である、そういうことでございますので、結果として同じことになる。

ただ、その境界を大陸棚の境界としてどこに画定するか。もつと具体的に言いますと、日中の中間線、韓中の中間線というものが国際的に画定するであります。そして今度は、日韓間の中間線を画定するかといふと、これはもうこの協定を交渉したときと同じ議論になりまして、自然延長論と中間線論ということに戻るわけですね。

ですから、この地域をどうするかということとはつばら日韓間にゆだねられてしまうので、結果としては変わりはないんじゃないか、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○林(義)委員　線引きの話でしたら私はそういうことだろうと思ふのですけれども、お互い共同でやろう、こういうふうな話になりますと、私はいろいろなバラエティーがあるんだろうと思ひます。私は、バラエティーが出たときには、やはり日本政府としては現実に線を引いて、これはおまゝのところで、これはこういうふうな鉱区で、この共同権者がこういうふうにしてやりますというふうな決めるのですから、それと違つたような話し合いがあるということ——線引きの話はまゝにおつしやるとおりかもしれないけれども、線引きをしないで、一緒にやりますよとか、共同の鉱区でやりますよとか、共同の会社をつくつてやりますよというふうな話になるときは、やはり新しい問題が出てくるし、場合によりましたならば、いままでの既存の会社をやめてもらつて新しい会社でやりますよというふうな話、これは想像の問題ですけれども、論理としては出てくるのではないかとただけを申し上げておるのです。

先ほどお話しした、要するにいつでも話し合ひはするんだということであるならば、条約の方の問題ではなくて、今度はこちらの法律の方の問題として鉱業権を一遍付与しました、付与した鉱業権は五十年間ほど続きます、こういうふうないつてゐるのですから、それを途中で変更することになつたら、鉱業権に対する収用の問題とか変更の問題というものは出てくるんだらう、それはそのときに法律でもつて補償が何か書くんだったら、こういうことですねということを申し上げてゐるのです、いかがなんでしょう。

○橋本(利)政府委員　今後の交渉のあるいは話し合ひの発展経過と申しますか、それによる組み合わせの問題としていろんなケースが出てくるのはなからうかと思ひます。ただ、林委員の御指摘

の点は、いまの区域に余りにも固執した場合に話し合ひが進まないのじゃないかという御懸念からの御指摘でもあらうかと思ひます。したがひまして、今後の話し合ひあるいは交渉の結果としてどういふことになるかというのを踏まえて、われわれとしてもその対応を考えるべきではなからうか。いまの時点において、御指摘は御指摘として承つておきますが、この段階でどうするかということはお含みいただいたかと思ひます。

○林(義)委員　私も、いまこの時点で架空の話を申し上げてどうだと言つたところではないのですが、でも、論理としてはどうもそういう問題が出てくる可能性はあるということではないかと思ふのです。このこと、次の問題として、先ほど申しました朝鮮民主主義人民共和国との話であります。これは中国との関係とは大分關係は異なつてゐる。一方は国交がありまして、一方は国交がないというところでもあります。ところが、朝鮮民主主義人民共和国の方からは、「この協定が「チンソ」ン人民の利益に全面的にそぐわず、我が国の自主権と利権を侵害するものである。」というふうな非難をしておられるのですが、この非難に対しては、外務省はどういうふうに考へておられるのですか。

○中江政府委員　大陸棚に対する主権的権利の主張という観点からいたしますと、中国の場合とは基本的に違つておまして、日本が考へてゐる国際法上の立場からいたしますと、北朝鮮の言つておりますことには全く根拠がない、こういうふう

に思ひます。それはどういふことかと言ひますと、日本は韓国との間で国交正常化したしまして、いろいろの協定を結びました。その中に、御承知のように、日韓漁業協定もござい

【中島(源)委員長代理退席、委員長着席】つまり日本は、韓国との間に漁業協定を結びまして、韓国の支配してゐる地域の沿岸及び沖合の

漁業についての取り決めをして、そして円滑な漁業活動をしておるわけです。そのこと自身は何ら北朝鮮とは関係のないことでございまして、御承知のように、今度北朝鮮が設定したと伝えられております二百海里の経済水域も、大体北の部分に限って設定しておる。

そういうところから見ましても、また、一九七二年の七月四日の南北共同声明から見ましても、いまや朝鮮半島が北と南とで実効の支配が分かれている。それぞれ北と南に分かれて実効支配されているという現実についてはおよそ疑いがない。また、当事者である南も北も、一応それを前提とした上で平和的統一を希求している。こういう現状から見ますと、現実には大陸棚の開発をいたしますときに、その大陸棚の延びているものになっております領海、その領海を実効支配しておりますこの場合は韓国との間で日本が話し合うことには国際法上何らの疑念も問題もない、こういうことでございまして、その部分を北朝鮮の方でいろいろおっしゃいまして、それは別な観点からの御議論であつて、いまの国際法のもとで日本及び韓国が主張している、そして取り決めたことの国際法上の効力には何の影響もないことである、こういう認識でございまして。

○林(義)委員 朝鮮民主主義人民共和国との間の話というのは、国交がないのですから、外務省当局がやれる話でもありませんし、向こうは一方的にこう言うし、日本も一方的に日本側の国際法上の立場あるいは国際法上の日本の考え方を主張するにとどまるのだからと私は思うのです。

そこで、そういった関係がいろいろあるし、当面相手になるところの日韓大陸棚の相手国である大韓民国、この国は、日本はさておきまして、アメリカでは大変に問題になっておりまして、金炯旭氏の問題その他の問題がたくさん新聞をにぎわしておるようなことでもあります。

【委員長退席、山崎(拓)委員長代理着席】
やはりお互い民主主義国家としてきれいな政治をやつていかなければならないということは確かな

ことでもありますし、私は、韓国が日本の一番隣にありますから、普通でありますならば一番仲よくしていかねばならない国だと思ふのです。

そうした国がそういった疑惑の対象になり、あるいは日本の友好国であるアメリカの国内においてまたそういうふうなことが出てきておるといふのは大変に遺憾なことだと思ひますし、日本としても、大韓民国の友好国としてやはりその辺は正すべきものは正すように言つてあげることが正しいあり方だろう、こう思ふのです。

そこで、これは日本の国内でもいろいろと野党の諸君その他の方から言われている問題なんです。ね。そうしたときに、やはりいまから考えていかなければなりませんのは、私は、日本と韓国とは確かに仲よくしていかねばなりません、が、やはり疑惑の種をますます深めるような行動を日本はとつてはならないことだろう、こう思ふのです。疑惑といふのはいままでいろいろなことがあつたといふことに対する疑惑であります、そういった疑惑が生じたならば、その疑惑云々といふものを明らかにする。同時に、やはりこれからなようにやつていかなければならない。それはいろいろな形ですぐに経済協力をやめるとかなんとかといふことではなくて、経済協力のあり方なりその他いろいろな協力関係におきまして、いやくも疑惑の生ずるようなことがないようなシステムといふものを考えていくことが必要ではないだろうかと思ふのです。

その辺は、いや、われわれとしては、いままでも少しくもおかしくないんだから、いままでどおりやつていくんだというふうな考えでやつていくおつもりなのか、やはり何か考えなければならぬといふふうにお考えになるのか、外務大臣、この辺の問題について一体どういふふうにお考えになつていられるのでしょうか。

○鳩山国務大臣 国会の御議論におきまして、日韓関係につきましているいろいろな疑惑があるのではな

いかという御指摘があつたわけでありまして、これにつきまして、私も、その事実がどう

であるかといふことにつきまして、真相の把握といふものが十分でないでいるわけでございます。しかしながら、今後の日韓関係、これはもう一衣帯水の間にあつてありまして、日本の最も近い国である、そして日本と歴史的な関係が最も深い地域であるわけでありまして、日本と韓国との間の友好関係、これが壊れるようなことがあつてはまたお互いの国民が非常な苦勞をするといふことで、今後とも正しい日韓関係を打ち立ててま

いらなければならぬ。そういう意味におきまして、先般、日韓定期関係会議の折におきまして、私の方から、過去にどのような事実があつたかといふことは明らかでありませんけれども、しかし、今後はいやくも国民にいろいろな疑惑の種をかけられないように姿勢を正してまいるべきであるといふことを申し上げたわけでございます。

そのために、あるいは従来からの経済協力関係のやり方につきましても、何かそういうシステムがないかといふ話でございますが、私も、現在行われておりますプロジェクト援助と申しますか、こういったことが大変時間がかかるということもありますし、また、一般の企業といふものです、民間企業を通じて、その間に日本の国内でもいろいろな商慣習といふようなものもあり、そういったことではなかなか真相の把握がむずかしい。しかしながら、私も、このように今後これは本場にガラス張りの中で行われるような、そういった心がけでまいりたい、このように考えておるのでございます。

○林(義)委員 いわば疑いをかけられた人と一緒に仕事をしようとするのが今回のむずかしいところ

ねしたのですが、掘った石油の分配は半分ずつ取る、こういうことですが、その半分ずつというのは一体どういふふうな基準で半分ずつにするかといふことです。油というのは液体ですから、升ではかつて半分ずつ、水をはかつて半分ずつにするようにしてもいいのです。しかし、そう簡単なものではないと思ふのです。年間ではかつて半分ずつという形にするのか、月間ではかつて半分ずつにするのか、あるいは五十年というタームで半分ずつといふふうな考えでやりになるのか。半分半分といふふうな形で分けるという話だが、どういふ基準で半分半分にされるのですか。というのは、あれは出る量が、十年でやるとなれば、大体一千万キロリットルか二千万キロリットルぐらいでしょう。二千万キロリットルの半分をどういふふうな形で――毎年毎年やる、こういうことですか。

○橋本(利)政府委員 まだそこまでのなには固まつてないと思ひますが、一つの考え方は、共同事業契約を結ぶわけでございますから、その中で実情に即した分配の方法をとるのじやなからうかと思ひます。

ただ、申し上げておきたいのは、金額ベースじやございせん、石油あるいは天然ガスの数量ベースで折半ということになりますから、ある場合一日交代で持つていくとかあるいは一週間単位だとかといった、それは両当事者の話し合ひでフ

イージブルなものとして、しかも折半の原則に反しないような範囲内で両当事者がまず話し合ひをつけるのはなからうか、かように思ひます。

○林(義)委員 その議論をする前に、三億キロリットルぐらいの埋蔵量があるというお話と、七億

キロリットルぐらいあるという話と二つあるのですが、いずれが正しいのでしょうか。
○古田政府委員 石油及び可燃性天然ガス審議会での試算によりますと、沖縄から九州にかけま

ただし、これにつきましては共同開発区域につ

ましての計算を行っておりませんので、私どもの方での審議会の試算をもとにしまして一応幾つかの前提を置いて試算をしてみたわけでございますが、その結果によりまして、当該共同開発区域には、六億八千二百萬キロリットルの究極可採埋蔵量のうちその半分強の三億七千六百萬キロリットルの可能性があるという一つの試算がございます。

〔山崎（拓）委員長代理退席、委員長着席〕
それからなお、究極可採埋蔵量でなくて、貯留岩中の炭化水素量、いわば原始埋蔵量としてのとらえ方をいたしますと、同様に私どもの試算としまして、この共同開発区域に限定した場合でも七億二千二百萬トンの埋蔵量の可能性があるという試算がございます。

○林（義）委員 究極可採埋蔵量というのは、全部掘り尽くしたならばというものでしょう。普通にはやはり三億七千万を使った方が、その半分ぐらい見た方が私は大体当たっているのじゃないかと思ひます、現実には油がとれるということでしたら、どうなんでしょう。

○古田政府委員 生産量との関係で考えました場合には、御指摘のとおり、究極可採埋蔵量というところの方が妥当ではないかと思ひます。

○林（義）委員 そうしますと、三億七千万キロリットルぐらい。これを五十年で掘るということになる、五十年じゃ非常に少なくなってしまうのですけれども、ざっと十年で掘るといふのが私は常識的な考え方だろと思うのです。そうすると、三億七千万を十年で割りました三十七萬七千キロリットル、それを半分に分けてまして、千八百萬キロリットルぐらいのものが来る、ということだろうと思うのです。

私がなぜそんなことを言いますかという、これは日本側としては内国貨物、輸入ではない取り扱いになるのだからと思うのです。韓国側の取り分を日本が買うということも考えられるわけですが、韓国側の取り分であるから必ず韓国で消費しなければならぬなどというのは条約のどこにも

ないはずで。当然、日本側の取り分というのは日本側の開発権者の取り分であつて、日本に必ず持つてなければならぬということも書いてないと思ひますが、日本に持つてくる場合には、日本側の取り分については内国貨物ですから関税がなしということになるし、韓国側の取り分については関税を払つて日本に持つてなければならぬ、こういうことになるのだと思ひますが、そのとおりでしょうか。

○橋本（利）政府委員 まさに林委員御指摘のとおりでございます。

○林（義）委員 そうしますと、そこで手続的にも非常にむずかしい問題が出てくるし、ではこれは税金が要らないのだとか要するのだとかということ、先ほどの話だと全く会社のお互い同士の話し合いによつて税金を払つたり税金を払わなかつたりするということになるわけだと思ひますが、そういうことになるわけでしょうか。

○橋本（利）政府委員 御指摘のようなことにならないように両者で折半の話し合いをつける、当然こちらとしても共同事業契約を許可にひつかけておるわけでございますから、その段階で御指摘のことがないようにチェックは十分できると思ひます。

○林（義）委員 そこで、もう一つ申し上げますと、いま簡単なことで質問しましたが、先ほど、要するに備蓄効果があるというお話がございました。備蓄効果の一番あるのは、私は石油を掘らないで井戸をとめておくことだろうと思うのです。それは一番備蓄効果があるのです。ふたをしておけば一番いいわけでありまして、いざ一たん緩急のときにそのふたをあけて持ち出すというのが一番よろしい。そうしたときには、六カ月ぐらいとめておくぞということになりますと、日本側はふたをとめておく、あるいは韓国側はふたをとめておくというふうな話になりましたときには、一体どういふふうな計算をするのかという問題がありますが、これはやはり政府が許可の段階で話をつけるし、それから韓国側とも恐らくその辺は事務

的に交渉されて決められるのだろうと思ひますが、そういうことでしょうか。

○橋本（利）政府委員 備蓄効果と申し上げたのは備蓄の効果でございます。つまり備蓄という意味ではございません。たとえば、二十日も二十五日もかかつて遠くから運んでくるという場合には、将来どのような問題が発生するか、国際情勢が非常に流動的でもございます。そういう意味で備蓄の効果というふうに申し上げたわけでございます。

ただ、いずれにいたしましても、御承知のように、エネルギーというのはリードタイムが非常に長いわけでございます。直ちにこれを着工いたしましたとしても、商業生産に入るまで八年ないし十年かかる。現に昨年の九月から商業生産に入つております阿賀沖の例をとりましても八年半かかつておる、そういうこともございしますので、あわせて申し上げておきたいと思ひます。

○林（義）委員 今度この法律を私ずつと見ておりました、どうしてもこの法律が必要かどうかという問題は、実は私の党の中でもいろいろと議論のあつたところなんです。そして、正直に申し上げて、果たして法律が要るのかどうか、いまの話だつて許可の条件でやる、あるいはいろいろな運用でやります、こういうふうな話です。そういうときに、この法律をどうしても出さなければ困るという問題は、運用ではできないという問題は——日本の鉱業法では、鉱業権を外国法人に對して与えてはならない、日本国民か日本国法人でなければ与えてはならない、ただし、条約の定める場合はこの限りではない、こう書いてありますが、外国法人に与えることは、条約で定めをすればできるのですから、今度の条約で書いておけば私は一つできたのだらうと思うという議論があるんです。その議論と、たとえばもう一つの議論は、外国法人と共同の人に与えたところで、それは鉱業法上瑕疵のある行政行為をしたということになる。日本人に与えなければならぬと書いてあるのに外国人に与えた、外国人と共同の人に与え

た、それは本来的に行政行為として無効な行為ではなくて取り消すことのできる行為である、こう思ふのですけれども、そんなことを与えておいてもあとは通産省の有名な行政指導でやればやつてやれないことはないじゃないか、こういう議論が実はあるんです。

法律論としてどうしてもこの法律を書かなければならなかつたというところは、どうもいま申し上げたような二点、あるいはもう一つは採掘義務と申しますか、必ず掘らなければならないということを書いたところにあるんじゃないだろうか、こう思ふのです。採掘義務なんというのは、どうせ掘る会社が決まれば掘らしておけば掘るんじゃないかというふうに考えられるんですけれども、その辺は一体どうしても法律が必要だつたというところはどこなんでしょう。

○橋本（利）政府委員 現在審議いただいております特別措置法案がなぜ要るかという点でございますが、大体いま林委員から御指摘のあつたような点でございます。

第一点は、現行のわが国の鉱業法におきましては、日本人あるいは日本法人しか鉱業権が与えられない。それから第二点につきましては、共同開発を担保するための契約といつたようなものはそれを実施するための契約といつたようなものに対して法的担保を与えない。それから三つ目は、いわゆる公正な掘削義務とか鉱区の放棄義務とか、あるいは着工義務といつたような義務を法的に担保したい、かようなことになるかと思ひます。

特に、鉱業法につきましては、いま申し上げたようなところから、韓国側は海底鉱物資源開発法に基づいて租鉱権の設定をいたしておるわけでございますが、共同開発地域で鉱業法に基づく鉱業権なくして韓国側の租鉱権者が試掘なり採掘をやるといふことになりまして、やはり鉱業法の違反状態が発生するということもあるわけでございます。そういうところから、われわれといたしましては、鉱業法の運用ではまいらない、やはり協

定を実施するためには特別措置法が要る、かような観点に立つて御審議をお願いいたしておるわけでございます。

○林(義)委員 私がなぜこんな学生の言うような法律論を出したかといえますと、一つには、やはり掘ってもらわなければならないという要請がある。これは最初に申しましたところの日本に石油がないという問題、エネルギーがないという問題、そのためにはどうしてもやってもならなくて

はならないということですから——私はこの前から議論があつた中でどうもちよつとただけでない議論というのか、よくわからない議論がありまして、これはこれに対しては石油開発公団の融資をすべきでないという御議論がありました。私は逆に、まさにこの問題こそは日本が一番近いところにあつて一番やれるんだから、日本のコントロールの及ぶようなところを日本人で全部やつて、全部日本がいつでも負担ができるとかいふような形でコントロールのできるような油にこの大陸棚は

しておくべきだろう、こう思うのです。そのためには許可の方も非常にがっちりやるし、それから何だつたら融資もして、融資の条件をびつしりつけて、がんじがらめに会社を縛つてやつた方が私は所期の目的が上がるだろうと思うのです。当委員会では、大分前に、石油開発公団法の改正のとき、何か紛争処理局というふうなことでやつて

おられたという話がありました。普通確かに紛争処理局で、紛争なんということがあつて戦争をやつているときにやるといふのは、私はそれはちよつと問題だろうと思います。しかし、日本のナショナルインタレストとしては、やはりこの石油は

ぜひ持つて帰らなければならない。持つて帰るためには、いろんな形でもつて日本の政府なり日本の国のコントロールがきくようなものにやらせるのが筋ではないか、私はこう思うのです。通産大臣の御見解を伺います。ひとつ大臣からその辺につきまして、この前の御答弁はとも余りはつきりしてなかつた答弁ですから、ひとつはつきりした御答弁をいただきたいと思ひます。

○田中国務大臣 ただいま先生のおつしやつたとおりでありまして、われわれといたしましては、何しろ自主開発というものを、あるいはDD、GGといったようないろんなことを進めておりますが、やはり仰せのとおり、そういうふうな手近なところに持つておるといふことは一番将来の問題についての安定感がある、こういうふうな気持ちは当然でございます。

○林(義)委員 まだ質問をしたい点が少しあるのです。先ほどお話がありましたフィリップ、テキサス、シェル、それぞれの問題と一体どういふふうな形でコントロールしていくかというのが、私は一番大きな問題だろうと思ひます。

しかし、大分時間もたつておるようでございまして、質問を留保させていただきます、私のきょうの質問はこれで終わりたいと思ひます。

ありがとうございます。

○野呂委員長 次回は、来たる四日金曜日午前十時理事会、午前十時三十分から委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時四十六分散会

□商工委員會議録第一号中正誤

ページ 段 行 誤

三 四 三 いたしたい

三 四 三 終わりました。

正

いたしたい

終わりました。

昭和五十二年十一月十六日印刷

昭和五十二年十一月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局